

第2章 飯塚市の地域福祉を取り巻く状況

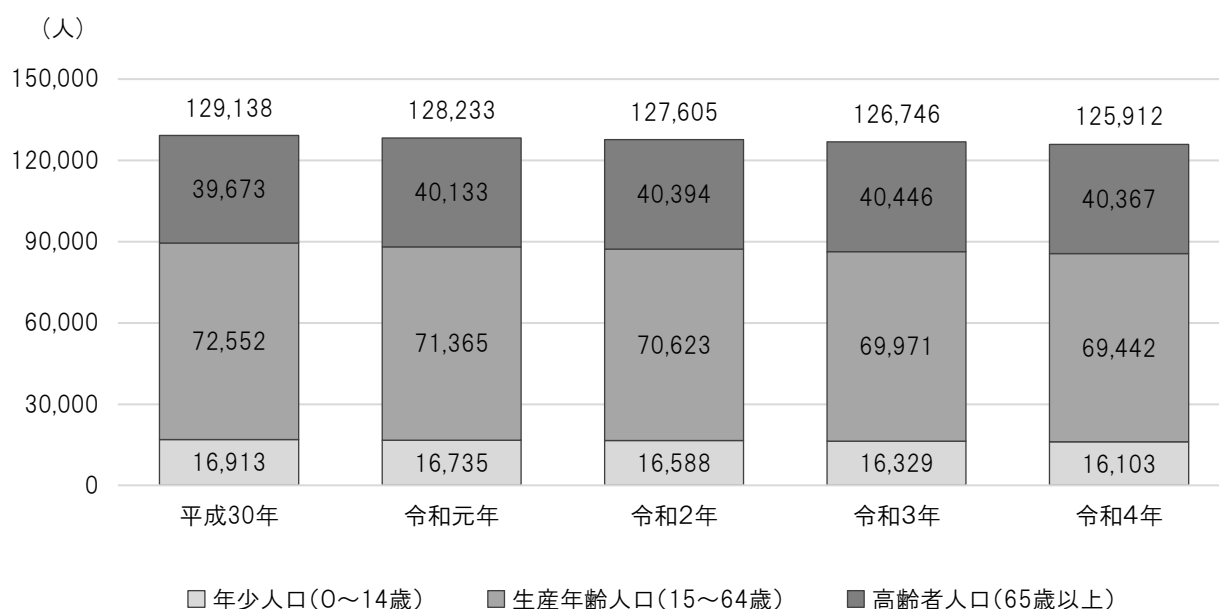
1 飯塚市における地域福祉の状況

(1) 人口

本市の総人口は、令和4年(2022年)10月1日現在で、125,912人です。平成30年(2018年)からは3,226人の減少となっています。

年齢3区分別の推移をみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、高齢者人口は増加しています。年齢3区分別の構成割合をみると、年少人口は大きな変化はありませんが、生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあります。令和4年(2022年)の高齢化率は、32.1%となっています。

【人口の推移】

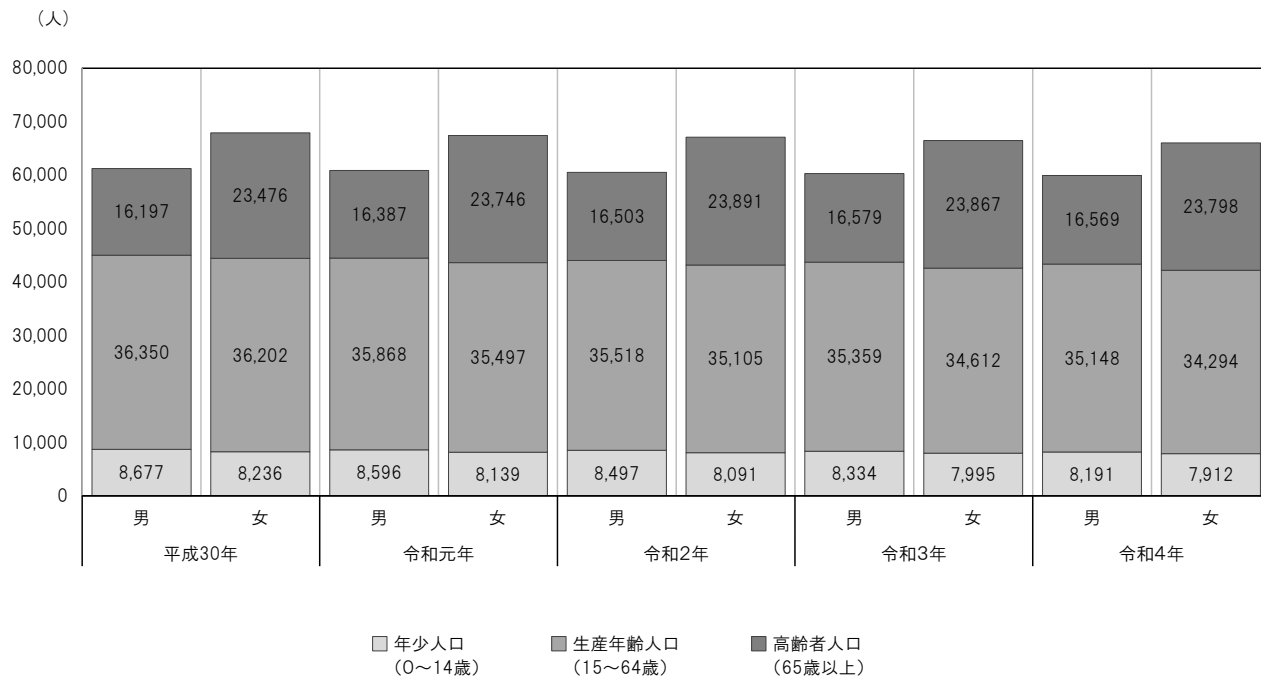


	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口	129,138人	128,233人	127,605人	126,746人	125,912人
年少人口 (0~14歳)	16,913人 13.1%	16,735人 13.1%	16,588人 13.0%	16,329人 12.9%	16,103人 12.8%
生産年齢人口 (15~64歳)	72,552人 56.2%	71,365人 55.7%	70,623人 55.3%	69,971人 55.2%	69,442人 55.2%
高齢者人口 (65歳以上)	39,673人 30.7%	40,133人 31.3%	40,394人 31.7%	40,446人 31.9%	40,367人 32.1%

資料：市民課(住民基本台帳：各年10月1日)

年齢3区分別人口の推移を男女別にみると、各年ともに高齢者人口で女性の数が男性を大きく上回っています。

【男女別、年齢3区分別人口の推移】



単位：人

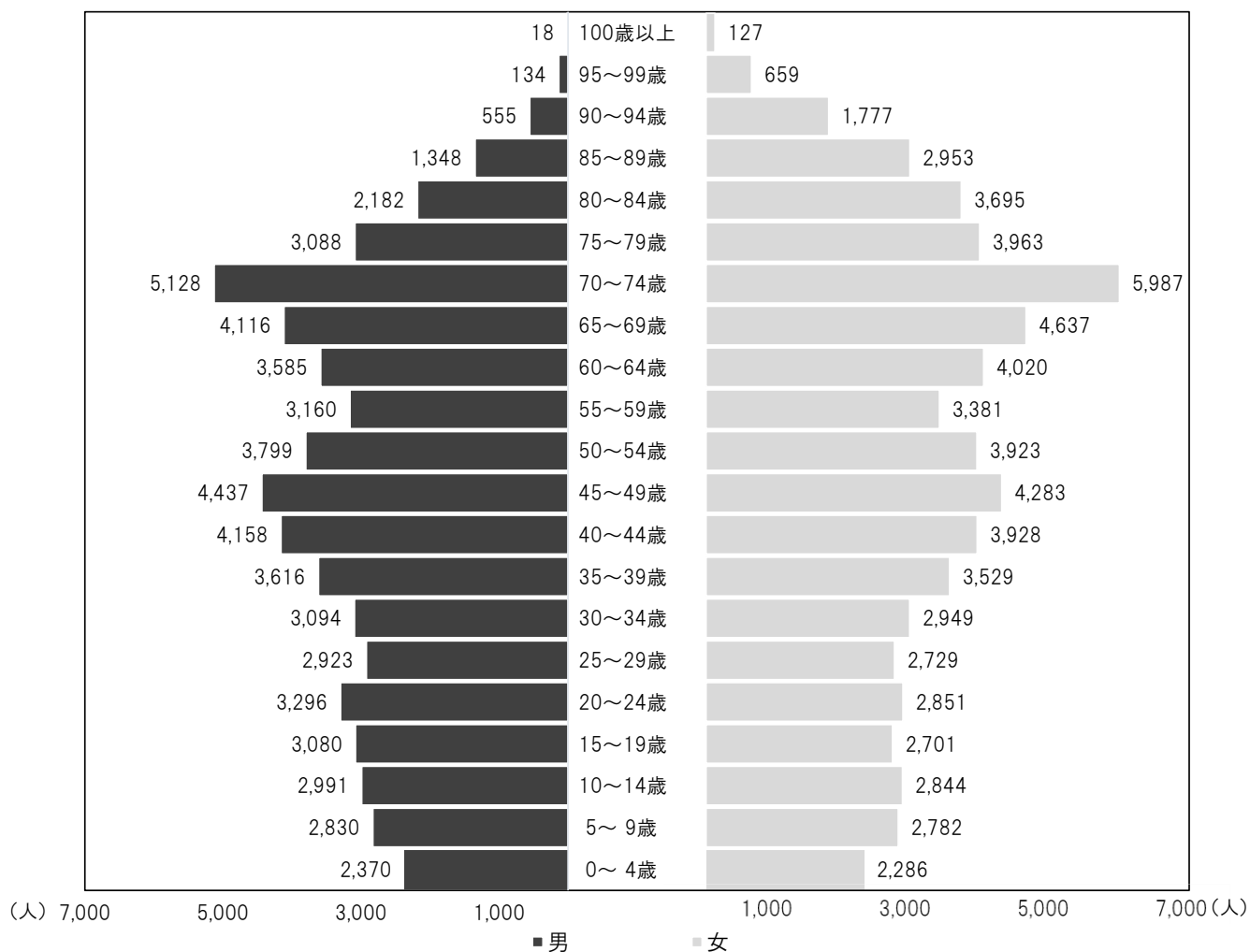
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口		129,138	128,233	127,605	126,746	125,912
年少人口 (0~14歳)	男	8,677	8,596	8,497	8,334	8,191
	女	8,236	8,139	8,091	7,995	7,912
生産年齢人口 (15~64歳)	男	36,350	35,868	35,518	35,359	35,148
	女	36,202	35,497	35,105	34,612	34,294
高齢者人口 (65歳以上)	男	16,197	16,387	16,503	16,579	16,569
	女	23,476	23,746	23,891	23,867	23,798

資料：市民課(住民基本台帳：各年10月1日)

本市の人口構造を、令和4年(2022年)10月1日現在の男女別5歳年齢別ピラミッドで見ると、男女ともに70～74歳の人数が最も多くなっています。まもなくこの年代が後期高齢者となり、いわゆる「2025年問題」が、現実的な問題となりつつあります。

年少人口では低い年齢層ほど人数が少なくなっており、今後も少子化傾向は続くものと考えられます。

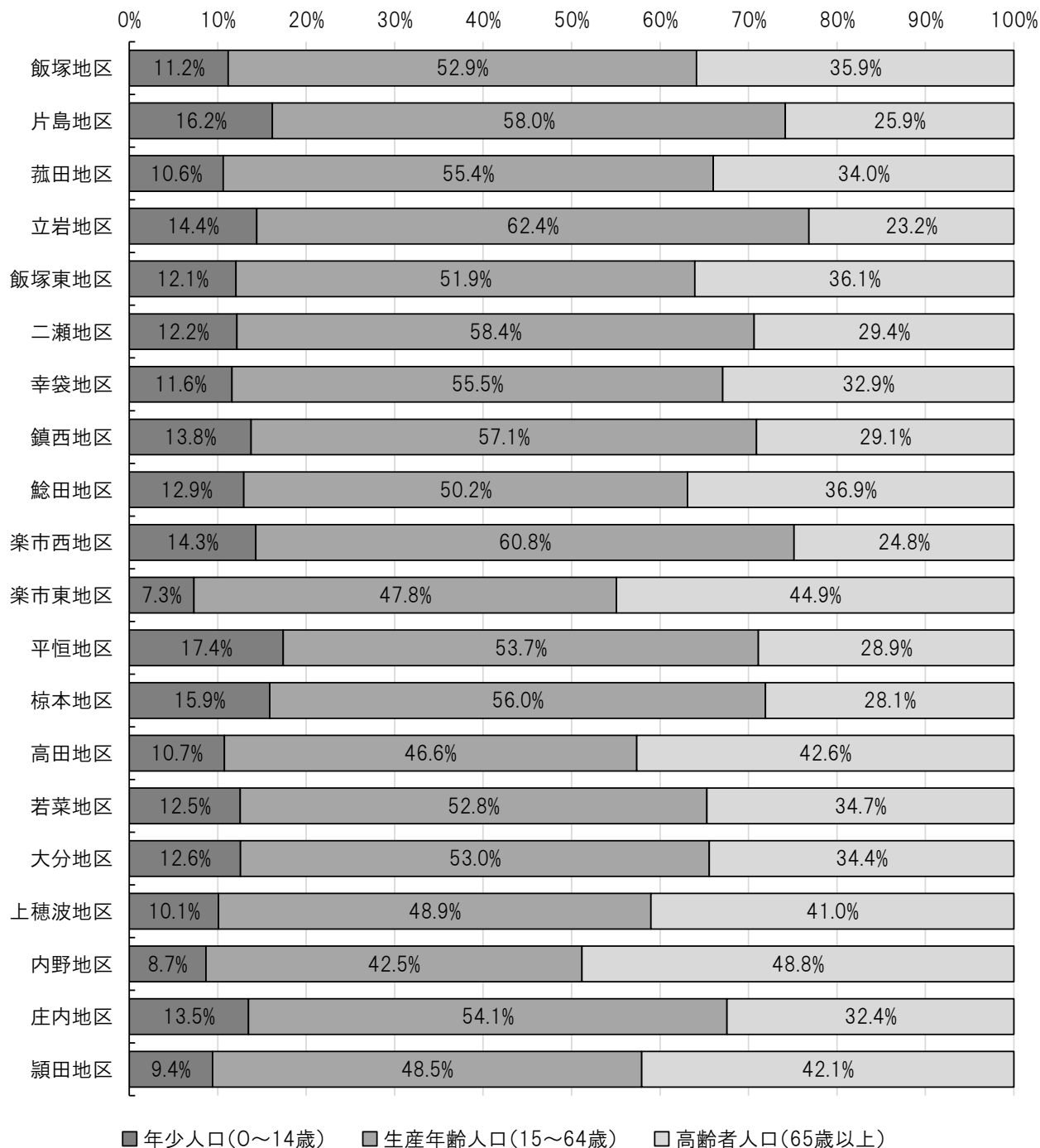
【5歳年齢別人口ピラミッド】



資料：市民課(住民基本台帳：令和4年10月1日)

令和4年(2022年)10月1日現在の地区別年齢3区分別構成比率をみると、楽市東地区、高田地区、上穂波地区、内野地区、潁田地区では高齢者の割合が40%を超えており、非常に高齢化が進んでいる状況にあります。

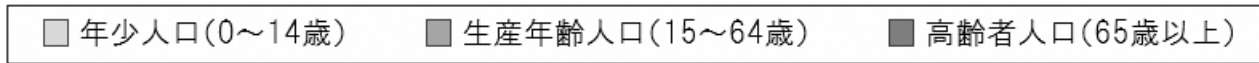
【地区別年齢3区分別構成比率】



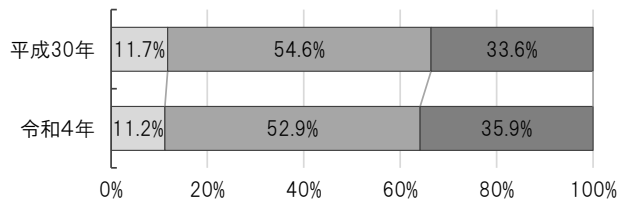
資料：市民課(住民基本台帳：令和4年10月1日)

地区別年齢3区分別構成比率を、平成30年(2018年)と令和4年(2022年)の2時点で比較すると、平恒地区以外のすべての地区で高齢者人口の割合が増加しています。

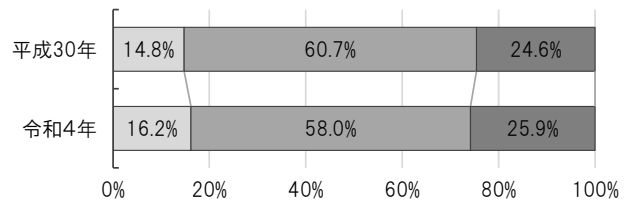
【各地区平成30年～令和4年の比較】



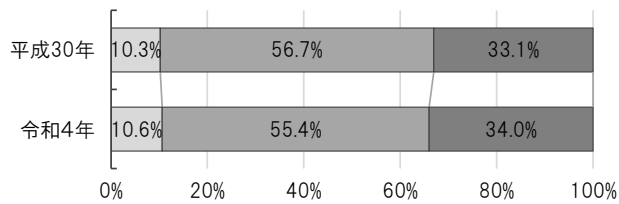
■ 飯塚地区



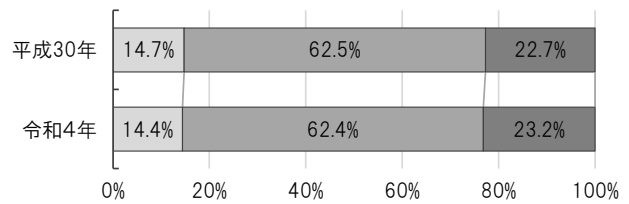
■ 片島地区



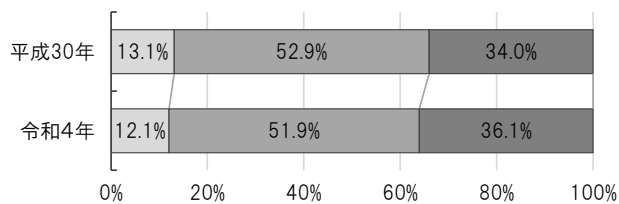
■ 菰田地区



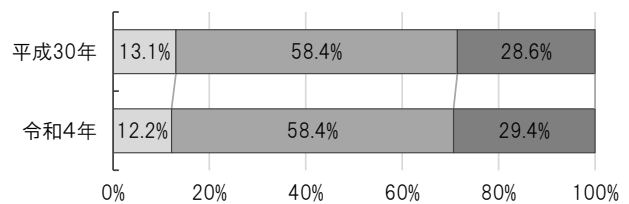
■ 立岩地区



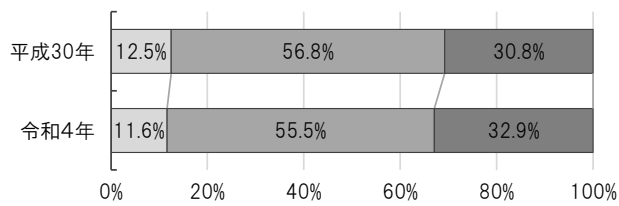
■ 飯塚東地区



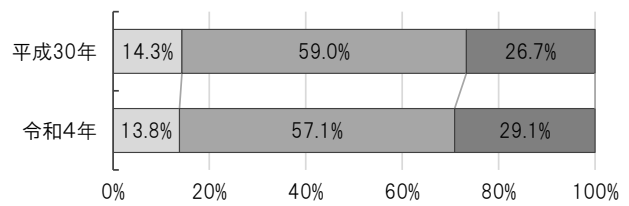
■ 二瀬地区



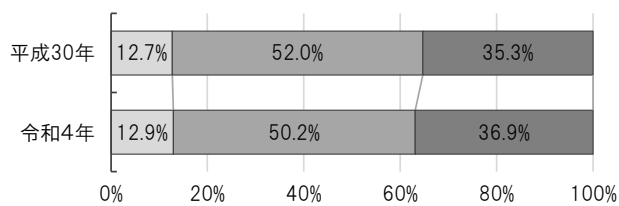
■ 幸袋地区



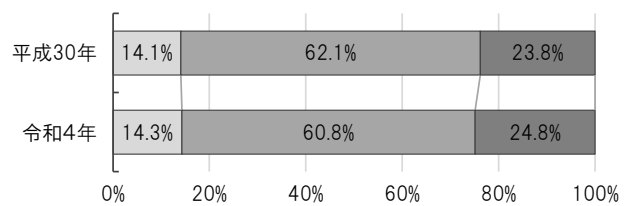
■ 鎮西地区

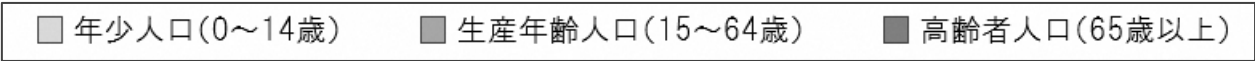


■ 鯉田地区

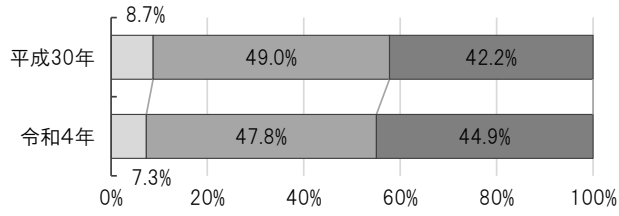


■ 楽市西地区

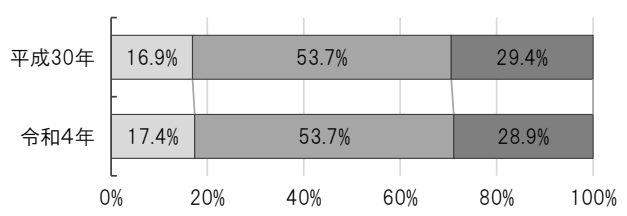




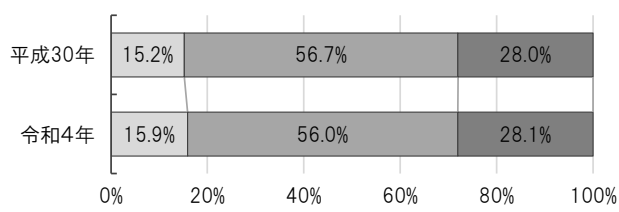
■ 楽市東地区



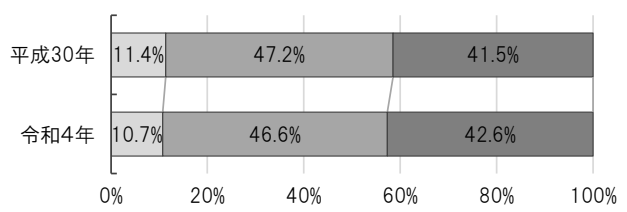
■ 平恒地区



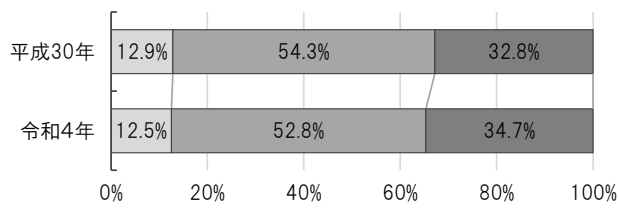
■ 椋本地区



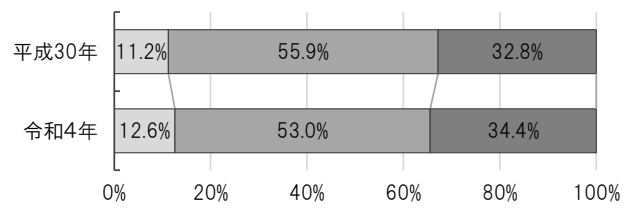
■ 高田地区



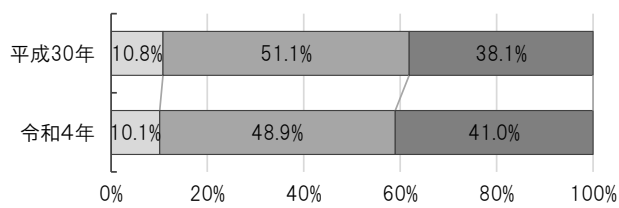
■ 若菜地区



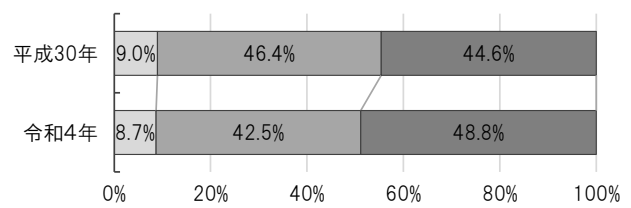
■ 大分地区



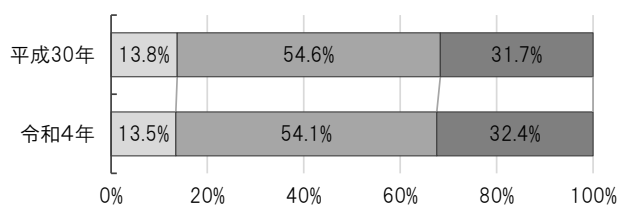
■ 上穂波地区



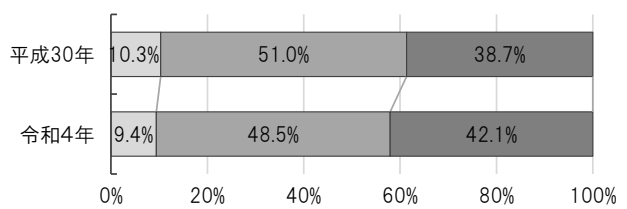
■ 内野地区



■ 庄内地区



■ 穎田地区

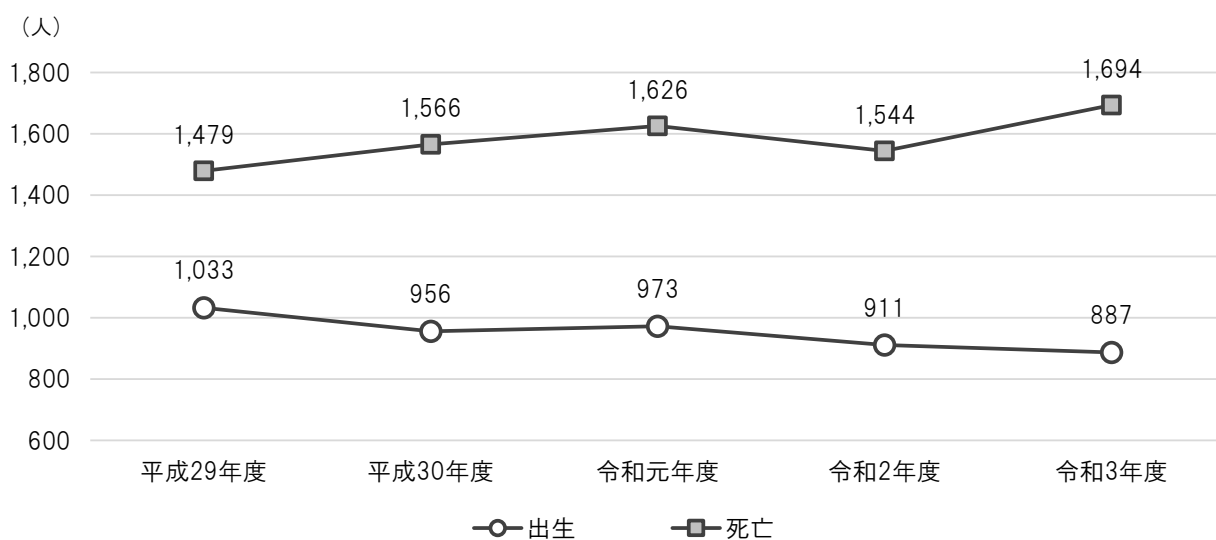


(2) 人口動態

自然動態をみると、出生数は、平成29年度(2017年度)で1,033人、令和3年度(2021年度)で887人と減少しており、一方、死亡数は、平成29年度(2017年度)で1,479人、令和3年度(2021年度)で1,694人と増加傾向にあります。

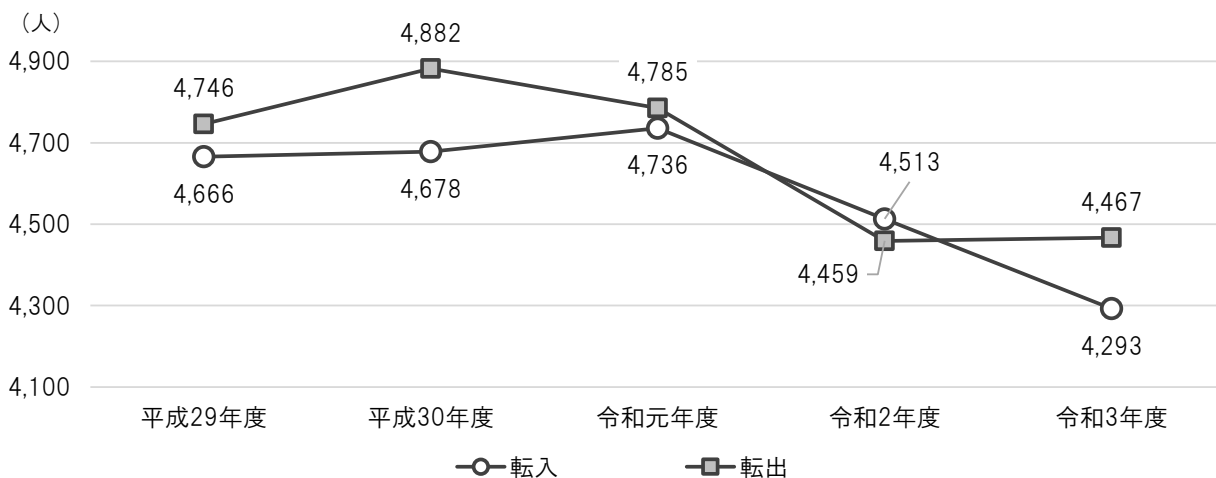
社会動態をみると、平成29年度(2017年度)以降転入・転出ともに減少しています。

【自然動態(出生数と死亡数の推移)】



資料：市民課(住民基本台帳：各年度末)

【社会動態(転入数と転出数の推移)】



資料：市民課(住民基本台帳：各年度末)

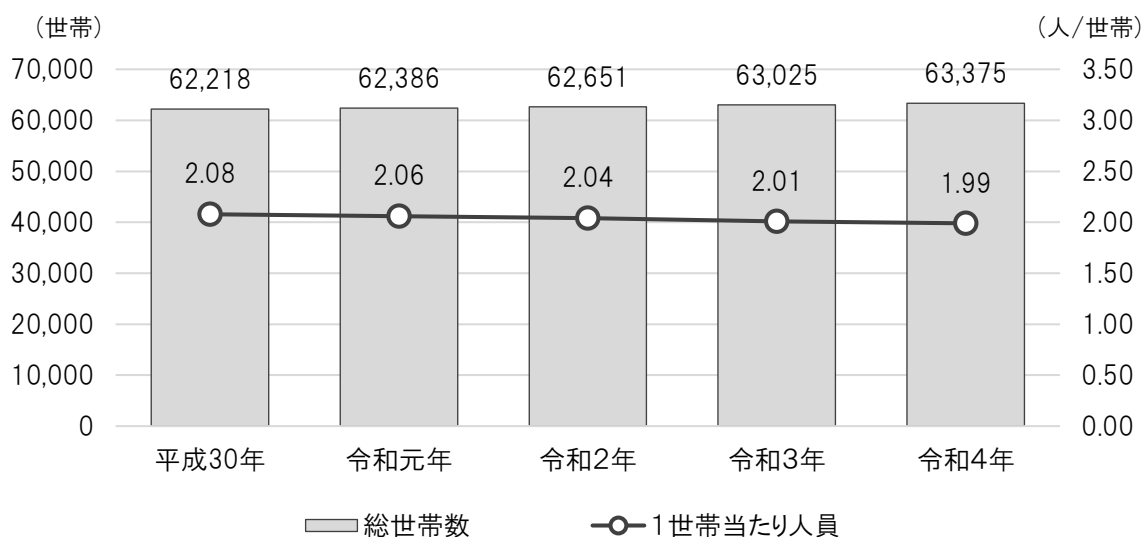
(3) 世帯の状況

本市の総世帯数は、令和4年(2022年)10月1日現在 63,375 世帯で、1世帯当たりの人員は 1.99 となっており、2.0 をきっています。

世帯数は、平成30年(2018年)より増加していますが、1世帯当たりの人員は減少を続けています。

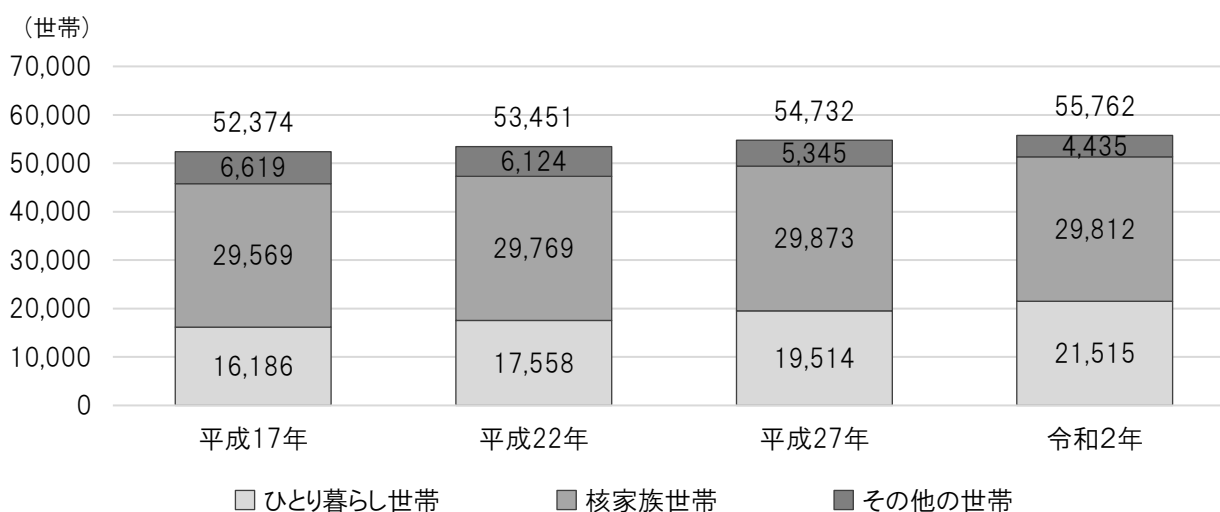
世帯数の推移を家族類型別にみると、ひとり暮らし世帯は増加傾向にあります。

【総世帯数と1世帯当たり人員の推移】



資料：市民課(住民基本台帳：各年10月1日)

【家族類型別世帯数の推移】

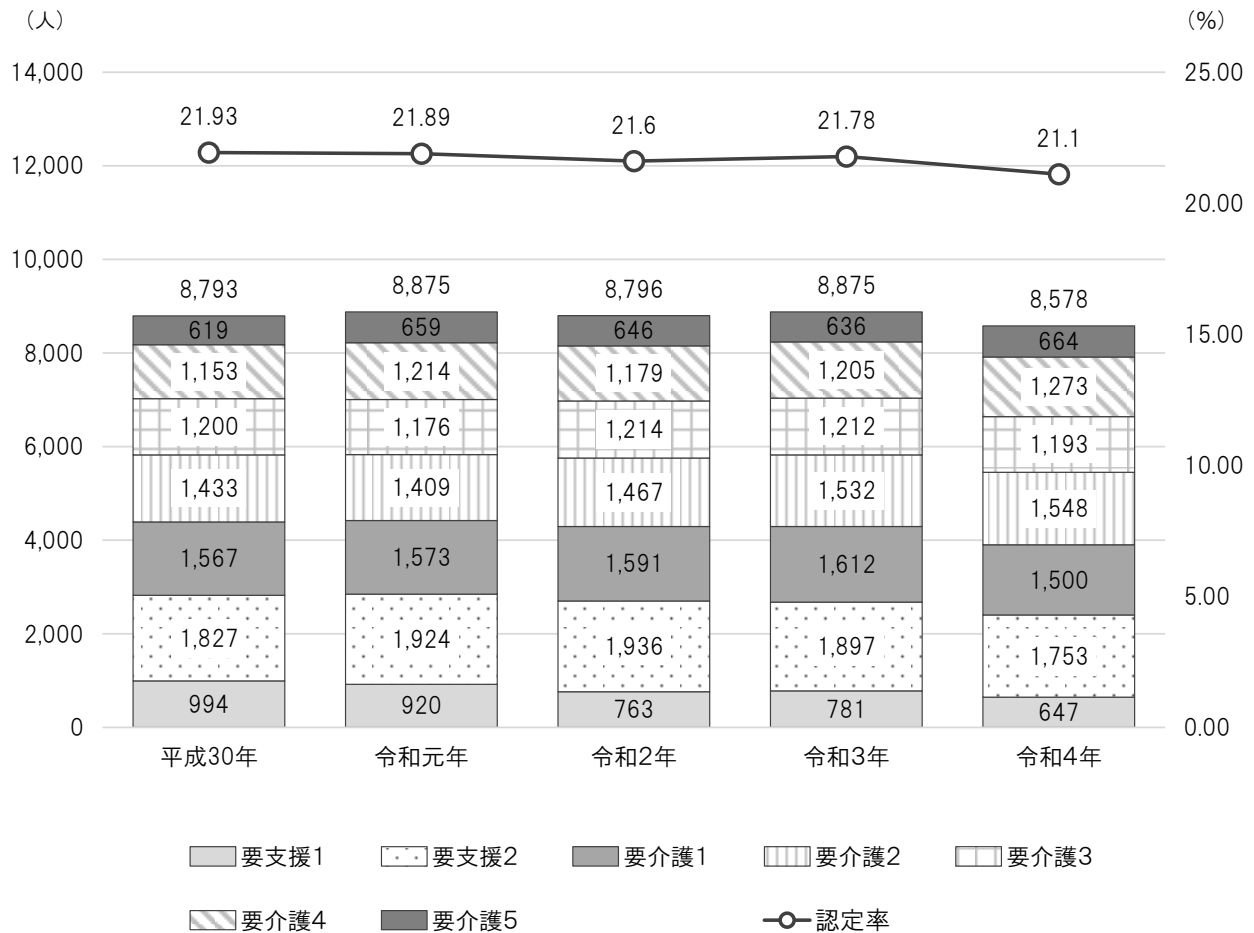


資料：国勢調査(各年10月1日)

(4) 高齢者の状況

本市の介護保険の要介護(要支援)認定者数は、令和4年(2022年)10月1日現在 8,578 人となっており、平成30年(2018年)と比べ減少しており、要介護(要支援)認定率(高齢者人口に占める認定者(第1号被保険者)の割合)も、漸減傾向にあります。

【要介護(要支援)認定者数・認定率の推移】



資料：高齢介護課(各年10月1日)

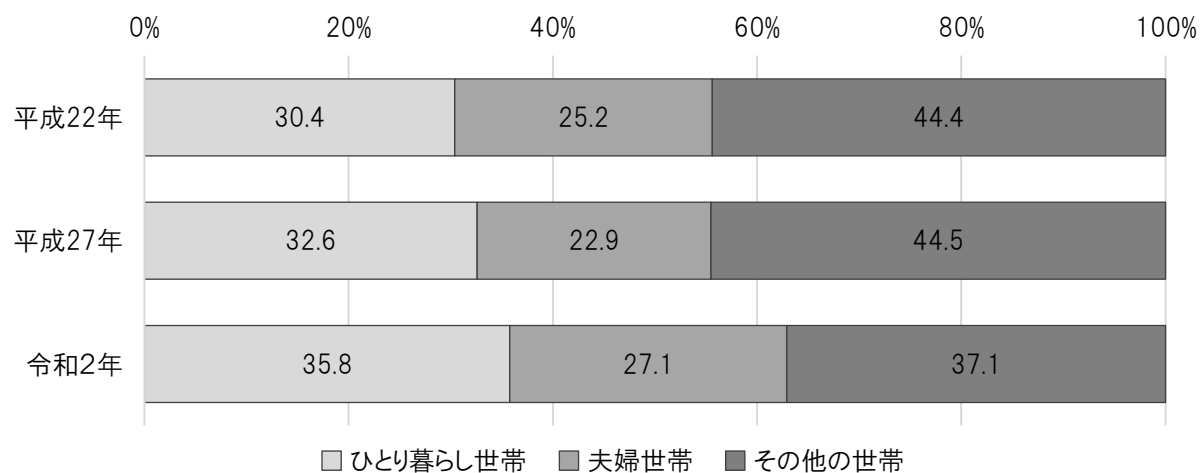
※認定率は65歳以上の高齢者に占める割合

認定率 = 認定者数(第1号被保険者数) / 高齢者人口(第1号被保険者数)

高齢者のいる世帯は、近年増加傾向にあります。特にひとり暮らし世帯の増加が顕著であり、高齢者のいる世帯に占める割合は、平成 22 年(2010 年)の 30.4%から令和 2 年(2020 年)には 35.8%となっています。

【高齢者のいる世帯の状況】

(高齢者のいる世帯に占める各形態の割合：構成比②)



	平成 22 年			平成 27 年			令和 2 年		
	世帯数	構成比 ①	構成比 ②	世帯数	構成比 ①	構成比 ②	世帯数	構成比 ①	構成比 ②
世帯数	53,451	100.0		54,732	100.0		55,762	100.0	
高齢者のいる世帯	21,770	40.7	100.0	24,181	44.2	100.0	25,513	45.8	100.0
ひとり暮らし世帯	6,612	12.4	30.4	7,886	14.4	32.6	9,129	16.4	35.8
夫婦世帯	5,495	10.3	25.2	5,544	10.1	22.9	6,909	12.4	27.1
その他の世帯	9,663	18.1	44.4	10,751	19.6	44.5	9,475	17.0	37.1

※構成比①：全世帯に占める割合

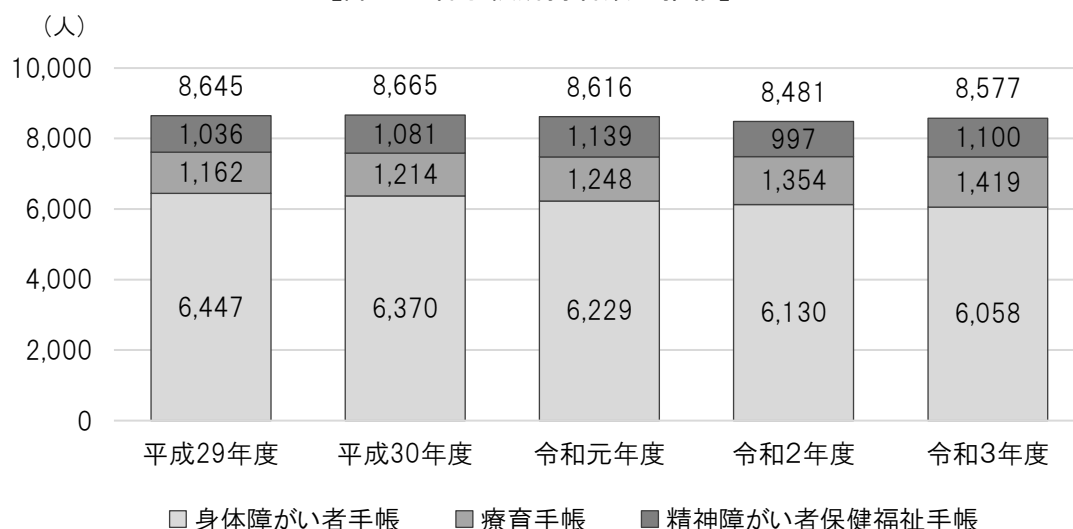
資料：国勢調査(各年 10 月 1 日)

※構成比②：高齢者のいる世帯に占める割合

(5) 障がい者の状況

令和4年(2022年)3月31日における、身体障がい者手帳所持者は6,058人、療育手帳所持者は1,419人、精神障がい者保健福祉手帳所持者は1,100人となっています。

【障がい者手帳所持者数の推移】



注)2種類以上の手帳所持者の人数はそれぞれに計上している。

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障がい者手帳	(人)	6,447	6,370	6,229	6,130	6,058
総人口に占める割合	(%)	5.0	5.0	4.9	4.8	4.8
療育手帳	(人)	1,162	1,214	1,248	1,354	1,419
総人口に占める割合	(%)	0.9	0.9	1.0	1.1	1.1
精神障がい者保健福祉手帳	(人)	1,036	1,081	1,139	997	1,100
総人口に占める割合	(%)	0.8	0.8	0.9	0.8	0.9
計	(人)	8,645	8,665	8,616	8,481	8,577
総人口に占める割合	(%)	6.7	6.8	6.8	6.7	6.8
(総人口)	(人)	129,144	128,286	127,557	126,964	125,945

資料：社会・障がい者福祉課(各年度末)

障がい者のいる世帯は、令和4年(2022年)10月末現在で、各手帳所持者が7,763世帯、自立支援医療利用者(精神)が2,010世帯となっています。

なお、これらの障がい者のいる世帯の約35%は障がい者だけで生活している世帯で、障がい者の単身世帯の割合は、平成29年(2017年)に比べ減少しています。

【障がい者の世帯状況】

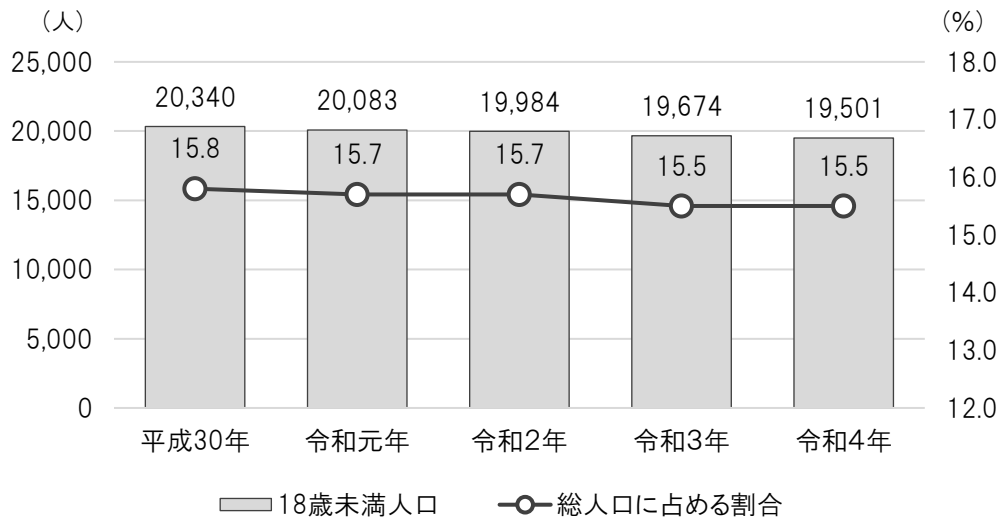
			障がい者のいる総世帯数				
			計	うち障がい者だけの世帯			
				計	障がい者の単身世帯	障がい者だけの2人世帯	障がい者だけの3人以上世帯
各手帳所持者	平成26年10月	世帯	8,042	3,285	3,059	216	10
		構成比(%)	100.0	40.8	38.0	2.7	0.1
	平成29年10月	世帯	8,273	3,655	3,415	232	8
		構成比(%)	100.0	44.2	41.3	2.8	0.1
	令和2年10月	世帯	7,720	2,661	2,514	133	14
		構成比(%)	100.0	34.5	32.6	1.7	0.2
	令和3年10月	世帯	7,737	2,701	2,559	129	13
		構成比(%)	100.0	34.9	33.1	1.7	0.2
	令和4年10月	世帯	7,763	2,707	2,564	124	19
		構成比(%)	100.0	34.9	33.0	1.6	0.2
自立支援医療利用者(精神)	平成26年10月	世帯	1,496	634	602	30	2
		構成比(%)	100.0	42.4	40.2	2.0	0.1
	平成29年10月	世帯	1,622	716	660	48	8
		構成比(%)	100.0	44.1	40.7	3.0	0.5
	令和2年10月	世帯	1,879	753	730	22	1
		構成比(%)	100.0	40.1	38.9	1.2	0.1
	令和3年10月	世帯	1,850	782	764	17	1
		構成比(%)	100.0	42.3	41.3	0.9	0.1
	令和4年10月	世帯	2,010	861	833	27	1
		構成比(%)	100.0	42.8	41.4	1.3	0.0

資料：社会・障がい者福祉課

(6) 子ども・子育て家庭の状況

本市の18歳未満の人口は、令和4年(2022年)10月1日現在で19,501人となっています。平成30年(2018年)からは減少傾向にあります。総人口に占める割合は、15%台で推移しています。

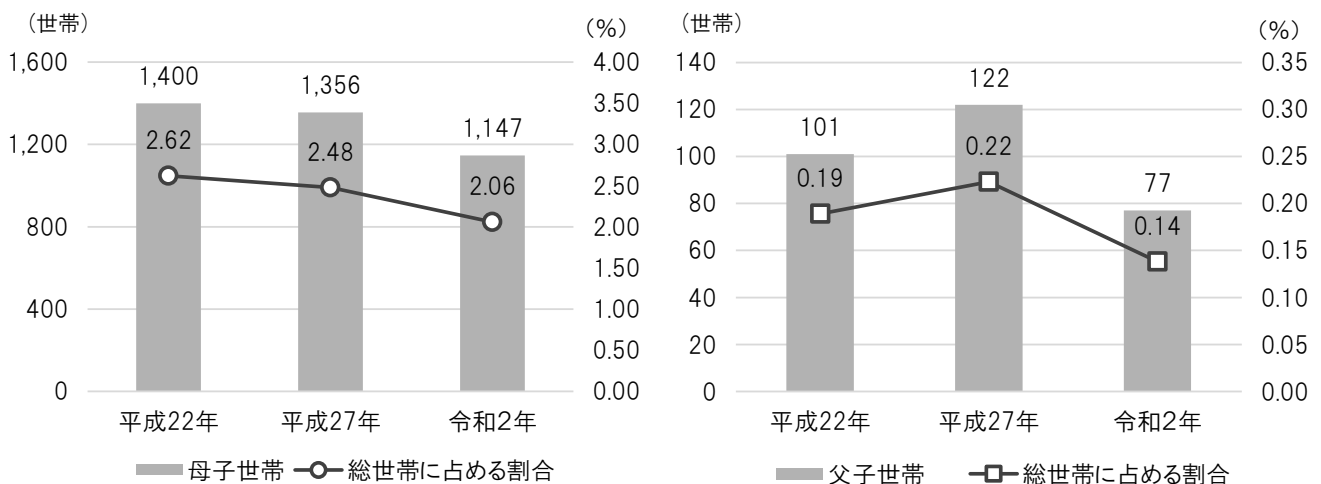
【児童人口の推移】



資料：市民課(住民基本台帳：各年10月1日)

ひとり親世帯の推移をみると、令和2年(2020年)では母子世帯が1,147世帯、父子世帯が77世帯となっています。平成22年(2010年)から令和2年(2020年)にかけて、母子世帯、父子世帯ともに減少しています。

【母子世帯と父子世帯の推移】



「児童扶養手当」の受給世帯は、令和4年(2022年)10月1日現在で1,617世帯となっています。平成30年度(2018年度)より減少傾向にあります。

【児童扶養手当受給世帯の状況】

単位：世帯

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童扶養手当受給世帯	1,782	1,692	1,633	1,583	1,617

資料：子育て支援課(各年度末、令和4年度は10月1日現在)

資料：国勢調査(各年10月1日)

(7) 生活困窮者の状況

令和4年(2022年)10月1日現在、生活保護世帯は4,012世帯、保護人員は5,195人、保護率は41.4%となっています。これらは減少傾向にあります。高齢者世帯の生活保護世帯は2,400世帯で推移しています。

【生活保護世帯の状況】

単位：世帯

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
生活保護世帯	4,330	4,193	4,092	4,004	4,012
高齢者世帯	2,433	2,464	2,471	2,436	2,439
母子世帯	297	273	247	201	200
傷病・障がい者世帯	1,018	959	903	889	901
その他の世帯	582	497	471	478	472
保護人員(人)	5,913	5,633	5,378	5,219	5,195
保護率(%)	46.1	44.1	42.4	41.3	41.4

資料：生活支援課(各年10月1日現在)

生活自立支援相談室における相談件数をみると、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられますが、令和2年度(2020年度)に1,457件と一気に増加し、相談受付後の支援申込件数も1,134件となっています。

【生活自立支援相談室における相談等の状況】

単位：件

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	164	188	261	1,457	770
相談受付後の支援申込件数	93	115	137	1,134	557
就労開始等による支援終了件数	45	70	27	15	49

資料：生活支援課(各年度末)

(8) その他

外国人登録人口・世帯は、令和4年(2022年)10月1日現在で、1,519人、948世帯となっています。国籍別にみると、大韓民国(481人)、ベトナム社会主義共和国(271人)、中華人民共和国(206人)等が多くなっています。

【外国人の状況】

単位：人

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
外国人世帯(世帯)		795	863	892	881	948
外国人登録人口		1,339	1,426	1,464	1,446	1,519
国籍別内訳	大韓民国	541	514	504	496	481
	ベトナム社会主義共和国	179	269	296	306	271
	中華人民共和国	216	212	211	194	206
	フィリピン共和国	107	101	112	120	128
	インドネシア共和国	41	59	53	49	88
	その他	255	271	288	281	345

資料：市民課(住民基本台帳：各年10月1日現在)

2 地域福祉に関する社会資源の状況

■地域福祉を推進している主な団体等

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは、民生委員法、児童福祉法に基づき市町村単位に配置され、厚生労働大臣から委嘱されている非常勤の公務員です。社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことにより、社会福祉の増進を図ることを目的としています。

令和4年(2022年)10月1日現在の民生委員・児童委員は285人(うち主任児童委員26人)です。

●民生委員・児童委員の主な活動

①社会調査、②相談、③情報提供、④連絡通報、⑤調整、⑥生活支援、⑦意見具申

(2) 福祉委員

福祉委員は、地域の要支援者見守りネットワークの中心を担う人材として、自治会長と民生委員の合議により推薦され、飯塚市社会福祉協議会会長が委嘱します。

令和4年(2022年)10月1日現在で560人の福祉委員が市内全域で活動しており、その活動記録は、自治会長、民生委員、地区(校区)社会福祉協議会、飯塚市社会福祉協議会がその情報を共有するしくみになっています。

(3) 人権擁護委員

人権擁護委員は、市町村の区域で人権擁護活動を行うことを目的として法務大臣から委嘱されている民間の人たちです。市内には、令和4年(2022年)10月1日現在で18人の人権擁護委員が、日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害による被害者を救済し人権を擁護していくための活動を行っています。

(4) 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱されています。市内には、令和4年(2022年)3月31日現在で95人の保護司が、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、住居や就業先などの調整や相談を行っています。

(5) 自治会

自治会は、住民の知恵と工夫と参加により地域課題の解決を図りながら、住みよい地域づくりを行っており、地域コミュニティを形成する最も基本的で重要な団体です。同時に、行政とともに地域福祉を担う組織的基盤でもあります。

本市では、令和4年(2022年)10月1日現在で272の自治会が置かれ、住民自治を進めるための活動を行っています。

●自治会の主な役割と活動例

①親睦活動

夏祭り(盆踊り)、もちつき、運動会、スポーツ大会、地元広報紙の発行など

②共同防犯・防災活動

防犯灯の設置や管理、防犯パトロール、行政防災無線の運営、学童の交通指導、災害発生時の対応など

③環境整備活動

自治公民館・ごみステーションの管理、道路や公園の清掃、花壇の整備、廃品回収など

④行政補助機能

市報等各種行政連絡の伝達など

⑤団体要望活動

行政への要望・陳情など

⑥地域の調整・代表機能

地域内の意見調整、他地域との連携・調整のための協議など

⑦生涯学習活動

趣味の講座、学習活動の発表会など

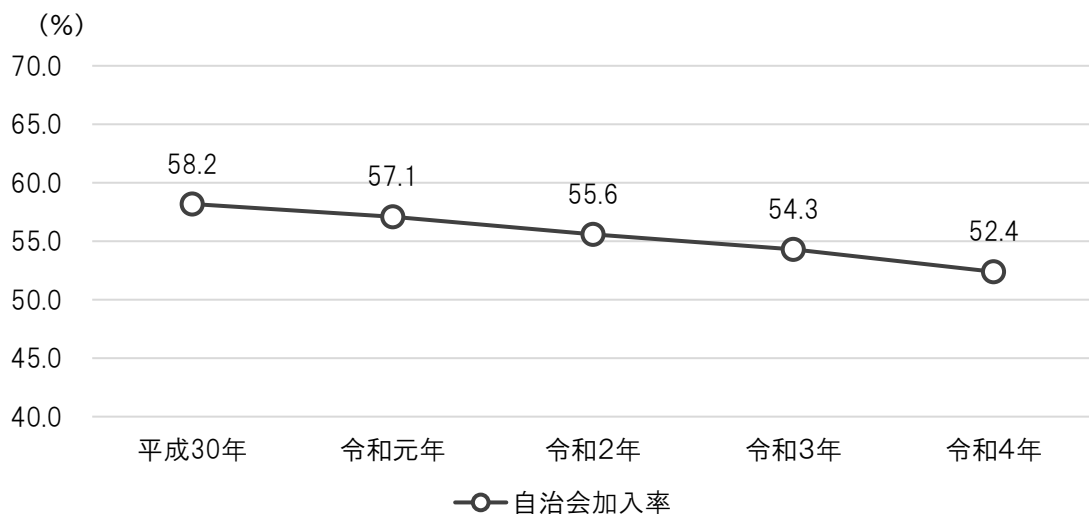
⑧地域福祉活動

敬老会、いきいきサロン活動、ひとり暮らし高齢者の見守り活動、非行防止パトロール、募金など

⑨地域文化活動

どんど焼き、地域文化の伝承など

【自治会加入率の推移】



資料：まちづくり推進課(各年5月現在)

(6) まちづくり協議会

まちづくり協議会とは、市内 12 地区に設置された交流センターを拠点として当該地区の市民や活動に賛同する団体で構成される協議会です。地域を代表する組織として福祉、環境、防犯・防災、教育・文化等構成団体のネットワーク化を行い、地域における様々な課題の解決に向けた活動を連携・協力し、社会福祉に関する事業、人権啓発に関する事業、防犯・防災・交通安全その他住民の安全に関する事業、環境美化に関する事業、青少年の健全育成に関する事業、住民のふれあいの場の創出に関する事業などに取り組んでいます。そのうち地域福祉部会では、社会福祉協議会と連携し福祉弁当事業や認知症徘徊者・行方不明者が出たと仮定しての電話呼集訓練、認知症徘徊者を発見したときの認知症声かけ訓練・講座や福祉に関する相談窓口の開設などを行っています。

(7) 社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、社会福祉法に規定された高い公共性を有する民間組織です。飯塚市社会福祉協議会は、日常生活圏域をエリアとする小地域福祉活動、個別支援活動の核となる権利擁護センター事業、市民参加促進の基調となるボランティアセンター事業の充実を 3 つの柱とし、地域福祉の総合的発展を目指しています。

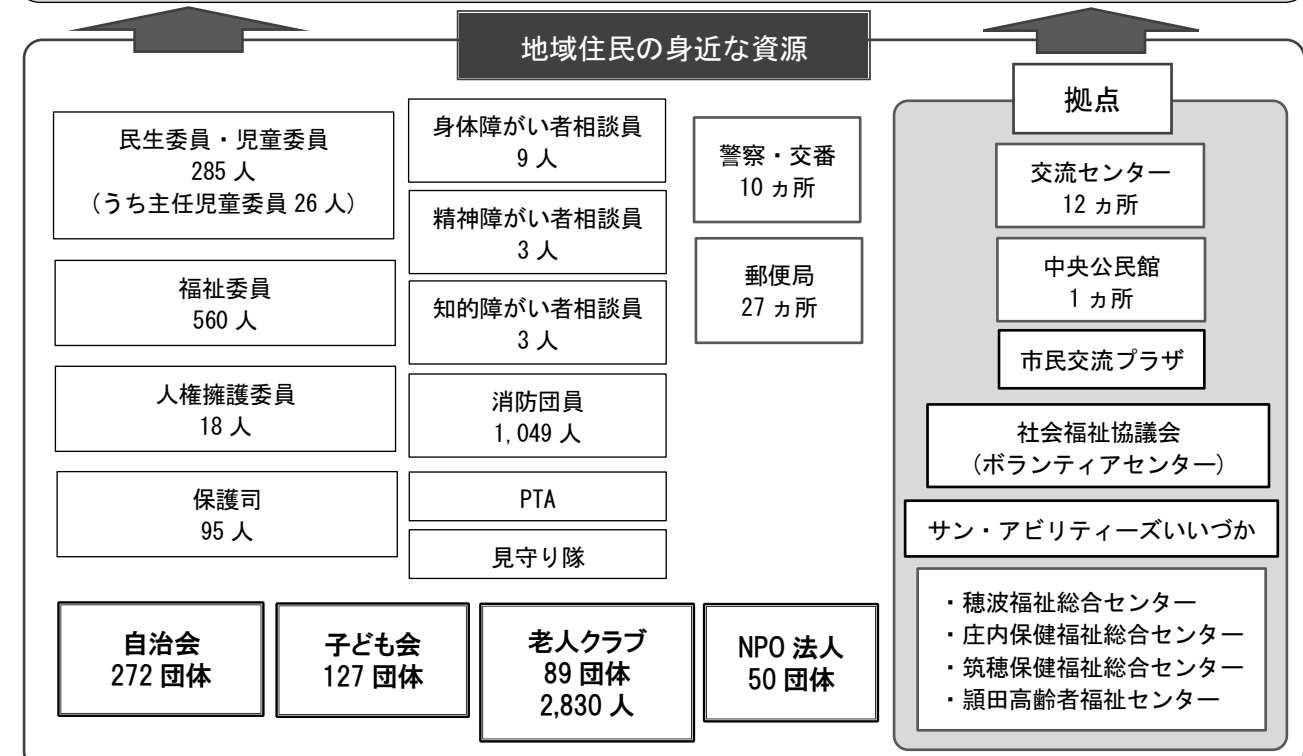
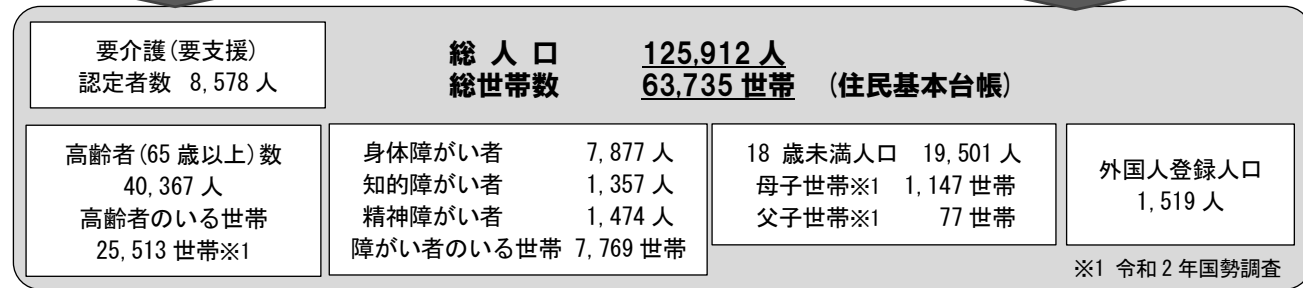
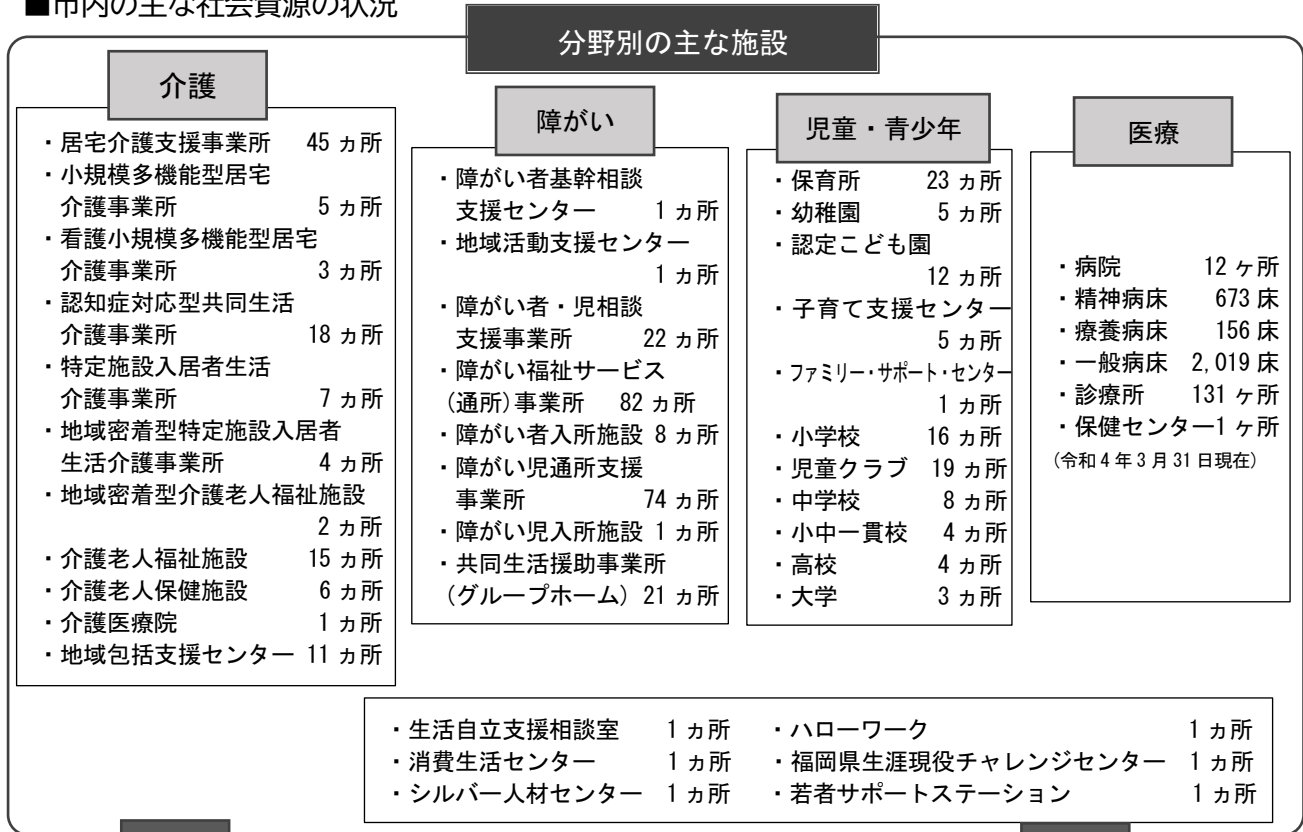
市内全域をカバーする地区(校区)社会福祉協議会は小地域福祉活動推進の要となる組織であり、いきいきサロン、福祉委員研修、ねんりんバスハイク、ひとり暮らし高齢者会食会、ふれあい電話、長寿弁当、グラウンドゴルフ大会、男性料理教室、地区団体助成等の諸活動を、各地区の地域福祉ネットワーク委員会と一体的に展開しています。

(8) NPO・ボランティア

ボランティアとは、より良い社会づくりのために、自発性(自由意思)、無給性(無償性)、公益性(公共性)等に基づいて、技術的な援助や労力の提供等を行う市民のことです。

また、NPO とは、Non-Profit Organization の略であり、「民間非営利組織」として、市民公益活動に取り組む組織(団体)のことをいいます。本市では、令和 4 年(2022 年)10 月 1 日現在で 50 の団体が登録されており、保健福祉の増進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護等多方面にわたり活動が行われています。

■市内の主な社会資源の状況



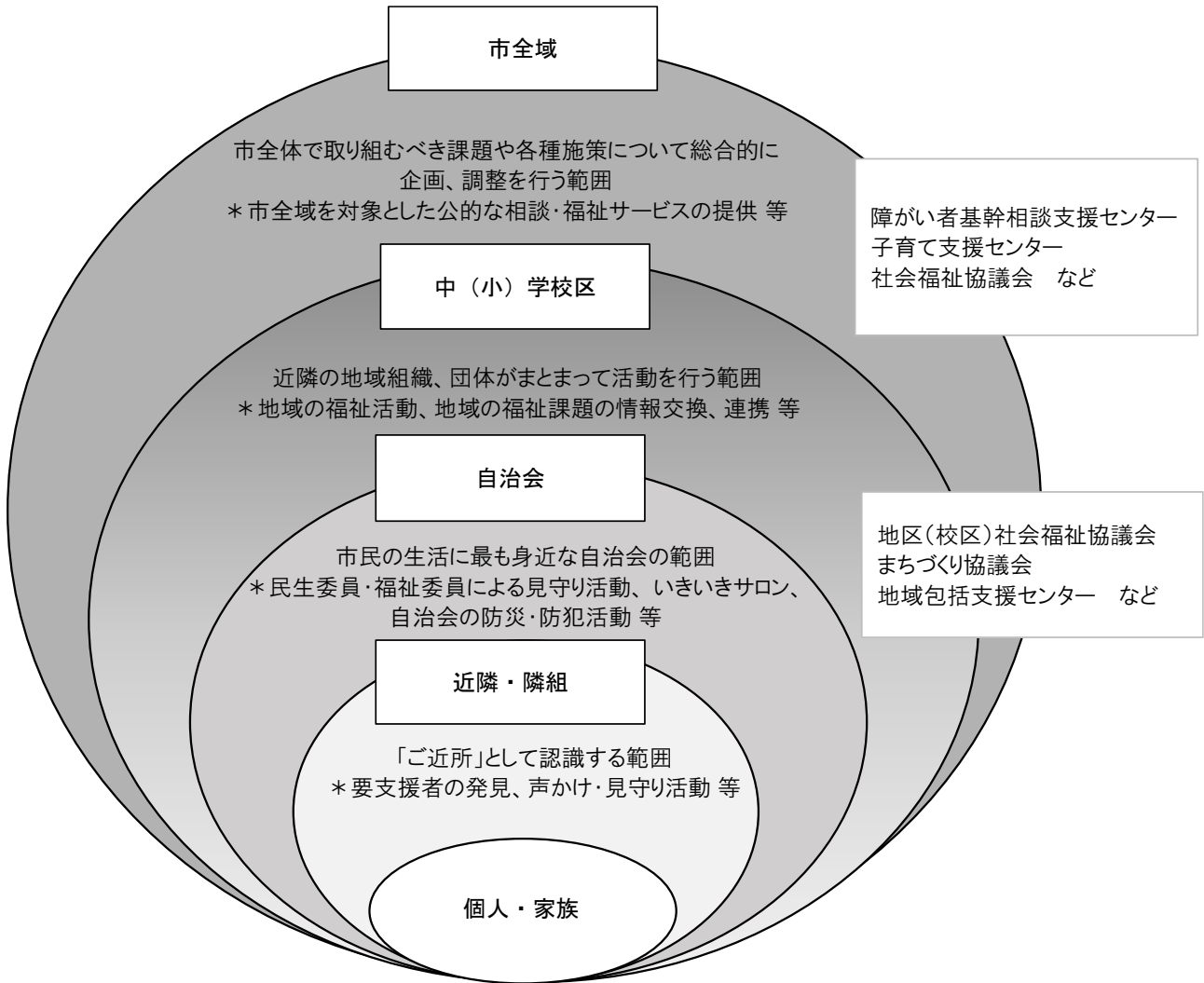
※表記のないものは、いずれも令和4年10月1日現在

■地域福祉に関する圏域

地域福祉の推進にあたり、地域の捉え方や地域活動の範囲は、事業や活動の内容、目的等により、その時々で異なります。

本計画では、住民自身がより身近な地域の取り組みや課題を認識し、地域の実情に合った地域活動を行うことができるよう、地域の範囲を「市全域」、「中(小)学校区」、「自治会」、「近隣・隣組」という4つの階層に分け、適切な範囲で取り組みを推進します。

【地域の範囲イメージ】



3 第2期計画のふり返り

第3期飯塚市地域福祉計画の策定に先立ち、第2期計画における「公助」と「共助」の取り組みに対する総括を行います。

基本目標1 お互いを大切にしようひとりづくり

活動目標(1) 人権の尊重と地域福祉の意識醸成

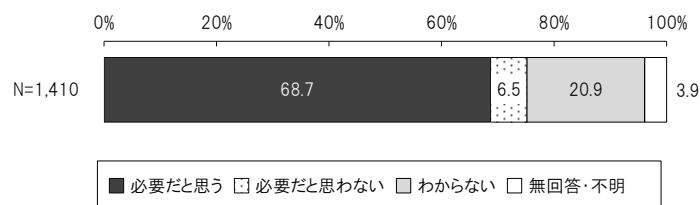
問題点と課題の整理

- 人権の啓発については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講演会等に人を集めることが難しくなっており、他の手段での啓発を検討することが必要となっている。内容や開催の時間帯などの検討を行い、より参加しやすく、参加者が満足する教室や行事になるよう検討する必要がある。
- 自治会に加入しない若年層の増加や、高齢等を理由とする脱会により自治会加入者が年々減少している。また、自治会役員等の担い手不足により自治会活動を続けることが困難となった自治会の自治会休止・廃止が増えている。

■市民アンケート結果から

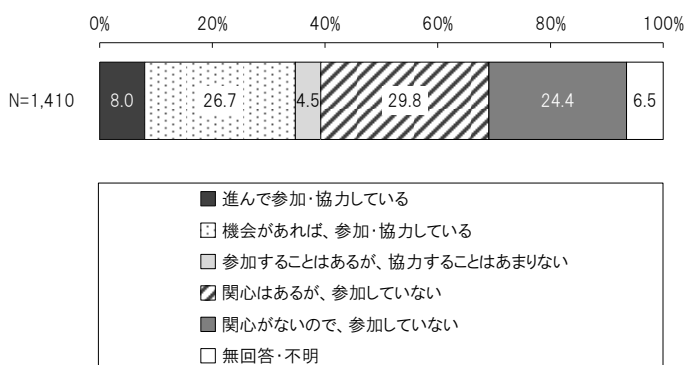
【地域の助け合いが必要だと思うかどうか】

- ・ 「必要だと思う」が68.7%、「わからない」が20.9%、「必要だと思わない」が6.5%となっている。半数以上は、地域の助け合いが必要だと考えている。



【地域活動への参加状況】

- ・ 地域活動に参加については、「関心はあるが、参加していない」が29.8%、「機会があれば、参加・協力している」が26.7%、「関心がないので、参加していない」が24.4%となっている。「関心はあるが、参加していない」人の割合は3割程度となっている。



■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・新型コロナウイルス感染症の関係で講演会や研修会のほとんどが中止となっている。代替の行事も検討しているが、人を集めることができていない。【地域】
- ・若い世代は平日や昼間の研修会等に参加できない人が多く、他方で、休日開催の場合は、子どもの部活動や個人的な事由等で参加が見込めない人たちもいるため、研修やイベントの開催曜日や時間を考える必要がある。【地域】
- ・高校の教諭向けの研修開催はあるが、小中学校の生徒や教員向けの障がい者の理解や差別解消に向けての講演会や、体験、研修等の取り組みが必要。地域住民の方々に障がい者、マイノリティの生活などに関する関心や正しい知識を持っていただくことが重要。【団体】
- ・自治会に加入しない若年層の増加や、高齢等を理由とする脱会により自治会加入者が年々減少している。【地域】
- ・自治会加入率の減少が進んでいる。それに対して、積極的な自治会加入促進の推進を行っている。【団体】
- ・自治会役員等の担い手不足により自治会活動を続けることが困難となった自治会の休止・廃止が増加している。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・人権講演会や研修会を実施し、人権啓発活動に取り組んだ。
 - 人権講演会・研修会開催回数・参加人数
平成29年度 245回 10,560人 ⇒ 令和3年度 66回 3,353人
- ・「飯塚市男女共同参画プラン」に基づき、講座・講演会の開催及び、情報誌の発行等による男女共同参画の意識啓発を進めた。
 - サンクスフォーラム参加者数：平成29年度 315名 ⇒ 令和3年度 131名
令和3年度では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、定員を半数とした。
なお、飯塚市公式YouTube放映では、214回の再生があった。
- ・人権・福祉意識向上のための市職員研修の実施／教職員研修を行った。
 - 受講者数 2,619人／対象者 2,722人 受講率 96%
- ・転入者及び転居者に住所地の自治会名・隣組名を知らせ、自治会加入促進のチラシを配付し、自治会加入促進に努めた。九州工業大学の学生に対して、自治会組織の必要性及び重要性について説明し、ポスターを協働で作成した。集合住宅向け加入促進チラシを、宅建協会を通じて、不動産業者へ配付し、加入促進活動を推進した。
 - 自治会加入率：平成29年度末 60.3% ⇒ 令和3年度末 53.7%

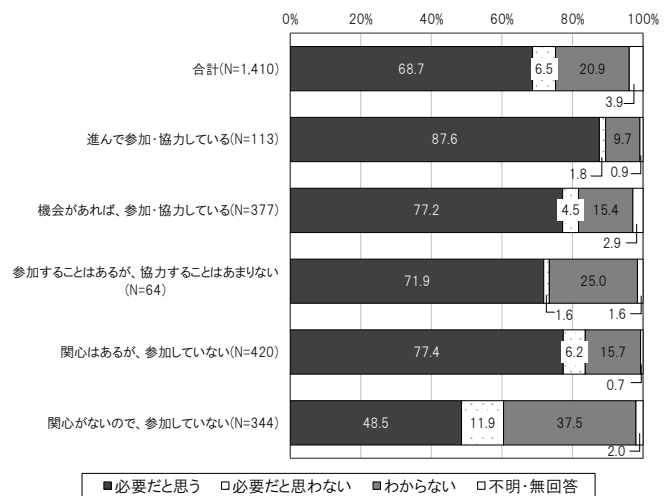
問題点と課題の整理

- 担い手が高齢化し、後継者も育成できていないところが多くなっている。
- 地域活動に「関心はあるが、参加していない」人の地域での助け合いに対する考えは、地域活動に参加している人とあまり変わらない。「地域の助け合いが必要と感じ、地域活動に参加したいと考えている人たち」がある程度いることが伺える。こうした人たちが様々な活動へ参加できる環境をつくることが求められている。
- 現役世代は仕事があり様々な活動に参加できないが、誰かと一緒ということであれば、参加する可能性は高くなると考えられる。気軽にボランティアに来てもらえるような体制支援をつくる等、多様な支援の形態を検討することが必要となっている。

■市民アンケート結果から

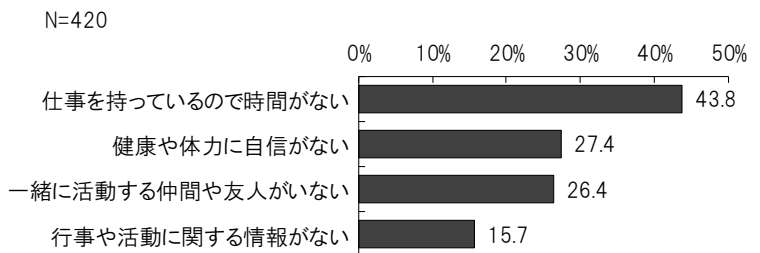
【地域活動への参加と地域意識のクロス】

- ・ 地域活動への参加の状況と地域の支えあいが必要かどうかを聞いた設問のクロス集計をおこなったところ、右のような結果となった。
- ・ 「関心はあるが、参加していない」人の意識は、地域活動へ参加・協力している人と大きな違いはない。



【地域活動に関心はあるが、参加していない人の参加できない理由】

- ・ 「仕事を持っているので時間が無い」が最も高く、「健康や体力に自信がない」「一緒に活動する仲間や友人がいない」の割合が高くなっている。



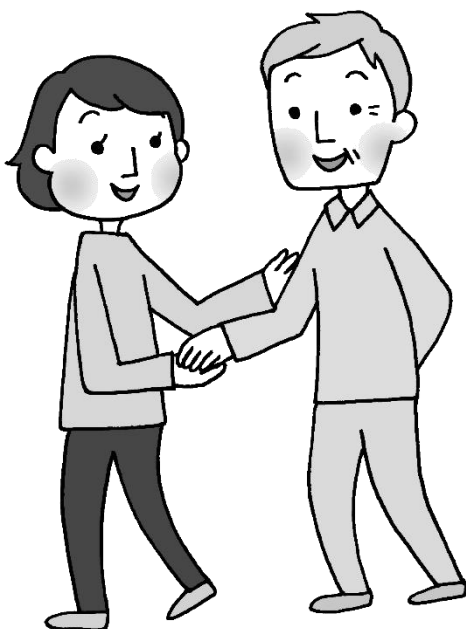
■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・ 担い手は高齢化しているが世代交代は難しい。【地域】
- ・ 役を複数持つ方が多いが、次の担い手がないため世代交代ができない。【地域】
- ・ まつり等への親子での参加は多いが、親は忙しく、子どもも習い事で後継者が育たない。【地域】
- ・ 地域では、草刈り、ゴミの不法投棄、ゴミ出し、防犯灯の問題がある。こうしたことは、行政に頼るよりは、自分たちでやろうという雰囲気づくり、若い人に広めていくかを考えていくことが必要。いかに若い人をいかに参加させるか。【地域】

- ・自分の趣味の活動に重きを置く人も多く、婦人会、サークルなども入らない。会員にならなくても、ボランティアに来てもらえるような支援をしてもらえたらいいのではないか。【団体】
- ・40代50代の男性がボランティアで参加してくれるようになった。委員会のホームページ見ましたとか、若いお母さんがホームページ見ましたなどと電話がかかってくる。子育ても大変なので強制はしていないが、ボランティアの方が加勢してくれるので助かっている。【団体】
- ・地域の中で手助けを行っているとき、その分野の専門でない人がどのように関わればよいか分からなくなるときがある。法律がある以上それを守る必要があり、どこまで手助けをするべきか迷うことがある。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・地域活動の担い手を発掘、育成していくために、講座の開催等による担い手の養成を行った。
 - ボランティア・NPO等養成講座の開催：
 - 手話奉仕員養成講座 年42回開催
 - 認知症サポーター養成講座修了者数：
 - 平成29年度 938人 ⇒ 令和3年度 284人
 - e-マナビ事業：
 - 平成29年度 指導者数59人 65学級 ⇒ 令和3年度 指導者数47人 42学級
 - ファミリー・サポート・センター事業：
 - 平成29年度 登録者数(まかせて会員・どっちも会員) 155人
 - ⇒ 令和3年度 登録者数(まかせて会員・どっちも会員) 131人
 - 生涯学習ボランティアネットワーク事業：
 - 平成29年度 登録者1,556人 派遣回数2,174回
 - ⇒ 令和3年度 登録者数1,746人 派遣回数1,707回

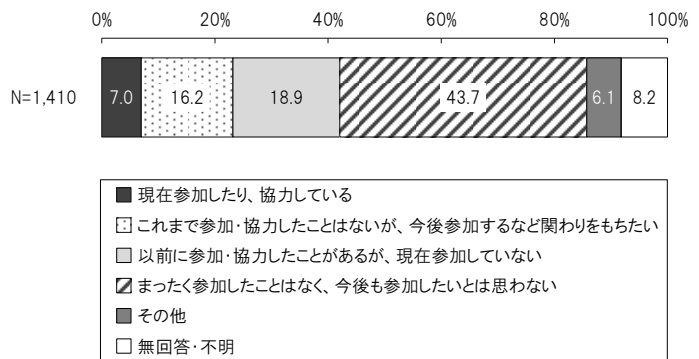


- 福祉関連の施設は整備され、活用されているが、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少している。感染症対策を行い、安全性を確保しながら、施設の運営や活用を進めていく必要がある。
- ボランティアが高齢化しており、後継者の育成が課題となっている。市民アンケート結果では、約2割の人は関わりを持ちたいと考えており、そうした人たちが参加できるよう環境を整える必要がある。
- 団体活動の財源である社会福祉協議会からの助成金が減少し、活動が縮小していることもあるため、民間からの助成金の活用、企業との社会貢献活動との連携が求められる。

■市民アンケート結果から

【ボランティア・市民活動へ参加状況】

- ・「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が43.7%で最も高くなっている。次いで「以前に参加・協力したことがあるが、現在参加していない」が18.9%、「これまで参加・協力したことはないが、今後参加するなど関わりをもちたい」が16.2%となっている。

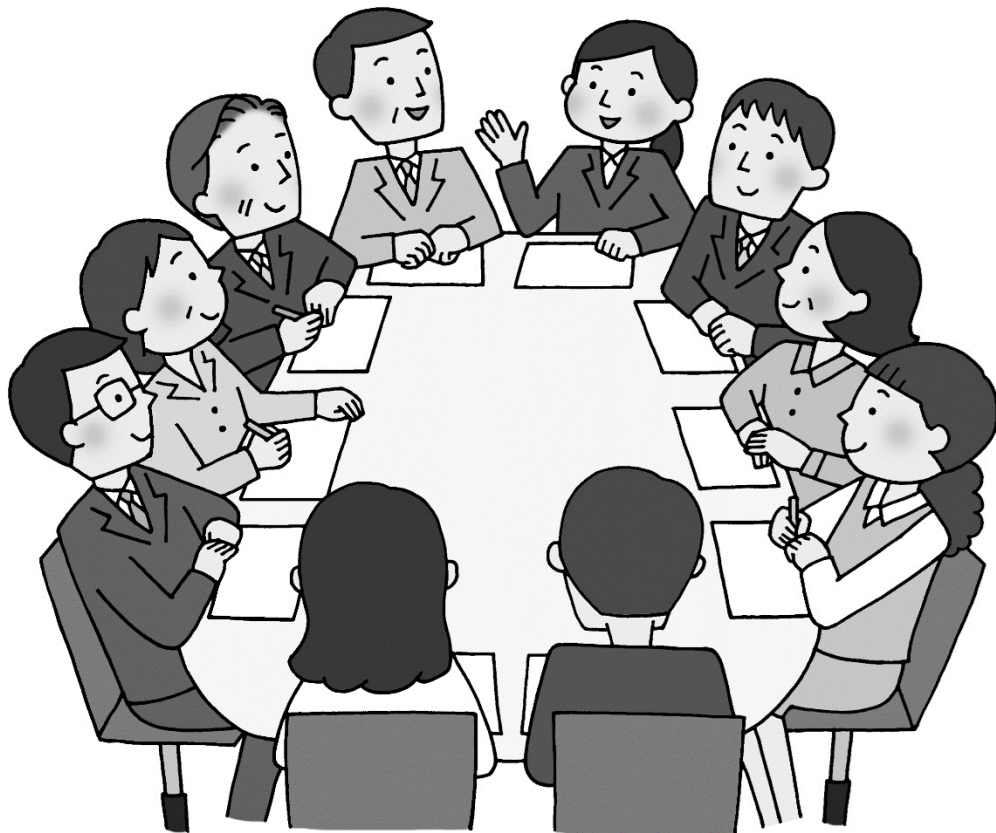


■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・ 団体活動の財源である社会福祉協議会からの助成金が減少傾向にあり、活動が縮小している。
 - 【地域】
 - ・ ボランティアが高齢化しており、活動を継続するうえで後継者の育成が課題となっている。【地域】
 - ・ 子ども食堂をやりたいという声を受けて、実際に子ども食堂を開催した。その際、市からの補助金を利用することができた。行政が、やりたいことを後押ししてくれる支援が増えるとありがたい。【団体】
 - ・ ボランティアがいろいろと参加してくれるよう声掛けはしているが、子育て中であったり、仕事をしているということで、新しく入ってくるというのは難しい状況にある。【団体】
 - ・ 関連施設も新しくなっており、利用もしやすくなった。子育てに関する施設なども新しくなり、環境は整っているなので、その環境を上手く活用できるようにしていく必要がある。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・ 社会福祉協議会及び市内 20 地区の地域福祉ネットワーク委員会が実施する高齢者の見守り活動や健康づくり、介護予防事業、いきいきサロン等の事業支援に対し補助金を交付した。
- ・ 福祉ボランティア・NPO 等に関する情報について、広報紙、ホームページに掲載し周知した。
- ・ サン・アビリティーズいいづかや市民交流プラザにおける活動支援及び、「つどいの広場いいづか」に対する公共施設の提供や、中央公民館、交流センター、福祉センター等の利用料金の減免による活動支援を行った。
 - サン・アビリティーズいいづかの利用者：
平成 29 年度 10,538 人 ⇒ 令和 3 年度 3,590 人
 - 市民交流プラザの利用者：
平成 29 年度 505 団体 9,625 人 ⇒ 令和 3 年度 421 団体 4,831 人
- ・ 地域の資源を活かした新たな活動の場として空き店舗を活用した活動支援を行った。
 - 新たな活動の場の確保：
平成 29 年度 2 店舗 ⇒ 令和 3 年度 5 店舗



基本目標 2 支えあう地域づくり

活動目標 (1) 地域における交流活動の促進

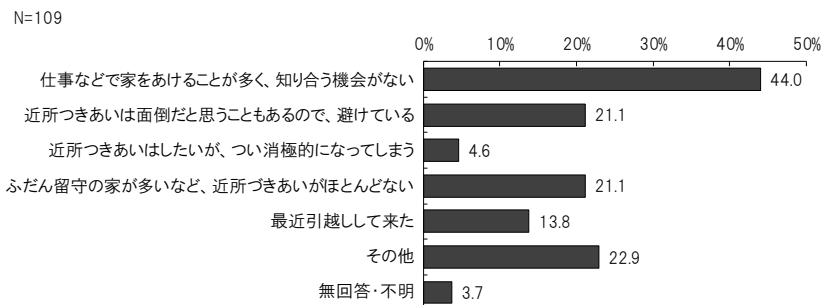
問題点と課題の整理

- 新型コロナウイルス感染症の関係でイベント中止や縮小開催が多く、交流の機会が減っている。新しい日常に適応した新たな交流のあり方を検討する必要がでてきています。
- 市民の中に関係性をつくり、地域共生社会をつくるために、様々な人たちが交流できる場が必要とされています。

■市民アンケート結果から

【つきあいをしていない理由】

- ・ 近所つきあいをしていない理由については、「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない」が



- が 44.0%で最も高く、次いで「近所つきあいは面倒だと思うこともあるので、避けている」、「ふだん留守の家が多いなど、近所つきあいがほとんどない」が 21.1%、「最近引越して来た」が 13.8%で続いている。

■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の関係でイベントを中止した地区があり、実施した地区でも、例年より参加者が減少しているところが多くなっている。【地域】
- ・ 役員等の高齢化と後継者不足により、交流の場を継続して運営するための担い手がなくなってきた。【地域】
- ・ 地域の活動拠点である公共施設が、バリアフリー化されていない状況にある。【地域】
- ・ 交流事業の会場、ボランティア、高齢の参加者の移動手段の確保が難しい状況にある。【団体】
- ・ 世代や属性を超えて交流できる場が必要ではないかと思う。関係性ができていないと、頼み事、お願いはできない。関係性をつくれる場があったほうがいいと思う。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・ 地域で各行事や交流の場・機会づくりを支援した
 - 街なか子育てひろば・地域交流事業：
平成 29 年(交流事業への参加者) 1,302 人 ⇒ 令和 3 年 152 人
 - 世代間交流：
児童センターではボランティアによる読み聞かせや、学習支援等を行った。

○中央公民館・各地区交流センターまつり：

平成29年度(来場者数) 14,832人 ⇒ 令和3年度 455人

※新型コロナウイルスの影響により、例年どおりの開催とはならなかったが、中央公民館サークルの動画発表や社会教育団体の作品の展示発表を長期間にわたって行うことにより、中央公民館内外の社会教育事業を市民に知ってもらうための良い機会となった。

- ・学校教育に支障のない範囲において、社会教育その他公共のために使用する団体に対し、小学校や中学校の施設及び設備を開放した。



活動目標（２）地域における見守り体制の強化

問題点と課題の整理

- 民生委員・児童委員の高齢化が進んでおり、業務の負担感が増大している。地域福祉を維持していくうえで大きな問題となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、地域での見守りのあり方を改めて検討する必要がある。

■市民アンケート結果から

【民生委員・児童委員の認知度】

- ・ 民生委員・児童委員の認知度は、26.7%(前回 32.5%)となっている。

【地域の助け合いが必要だと思うかどうか】

- ・ 地域の助け合いが必要だと考えている人の割合は、68.7%となっている。前回調査では 67.2%となっており、大きな変化はない。

■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・ 電話訪問の対象者や、心配ごと相談の件数は減少傾向にある。【地域】
- ・ 地域の見守りの中心的役割を担う民生委員・児童委員が高齢化し、業務の負担感が増している。また、新型コロナウイルス感染症が流行している状況で対象者を訪問することに対して躊躇してしまうことがある。【地域】
- ・ 徘徊や認知症の情報が不足しており、また児童虐待の把握にも限界がある。【地域】
- ・ 飯塚市老人クラブ連合会では、高齢者の増大による見守り対象者の増加、支援者の高齢化に伴いカバーできなくなっている。また新型コロナウイルス感染症流行のため訪問活動が制限されてしまう。民生委員・児童委員や福祉委員等との連携協力がより重要になる。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・ 社会福祉協議会及び市内 20 地区の地域福祉ネットワーク委員会が実施する高齢者の見守り活動や健康づくり、介護予防事業、いきいきサロン等の事業支援に対し補助金を交付した。
- ・ 各まちづくり協議会が作成するまちづくり計画の作成に関して、地域の実情に応じた、かつ、新しい生活様式に即した計画となるよう支援した。また、地域の課題を把握し、解決できるような団体へと育成するため、活動助成金を支出した。
- ・ 子どもの安全対策として、「子ども 110 番の家」ステッカーを各学校の PTA を通じて 164 枚配布した。また、不審者情報などの緊急情報配信メール「すぐメール」の活用を促進した。
- ・ 市内小中学校を 5 巡回区に分割して、毎月第 2、第 4 金曜日の 15 時から 17 時の間、職員 2 人 1 組で青色回転灯装着車によるパトロールを行った。
- ・ 高齢者や障がい者の孤独死の防止、生活困窮者の早期把握のため、平成 25 年 3 月から地域の新聞配達店、九州電力、ヤクルト販売、飯塚市企業局等と「地域見守りネットワーク協定」を締結している。令和 3 年度末現在の協定締結数 36 事業所、協力依頼 4 事業所となっている。
- ・ 徘徊のおそれがある認知症高齢者の情報を事前に登録してもらい、行方不明となった際に、当

- 該情報に基づき関係協力機関に対して FAX や電子メール等で発見の協力依頼を行うことによって、高齢者の安全確保と家族への支援を図った。(登録者数：86人 協力団体：90団体)
- ・令和3年度から新規事業として飯塚市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施している。(年間21名の加入者)



活動目標（3）災害時の避難行動要支援者に対する支援体制の充実

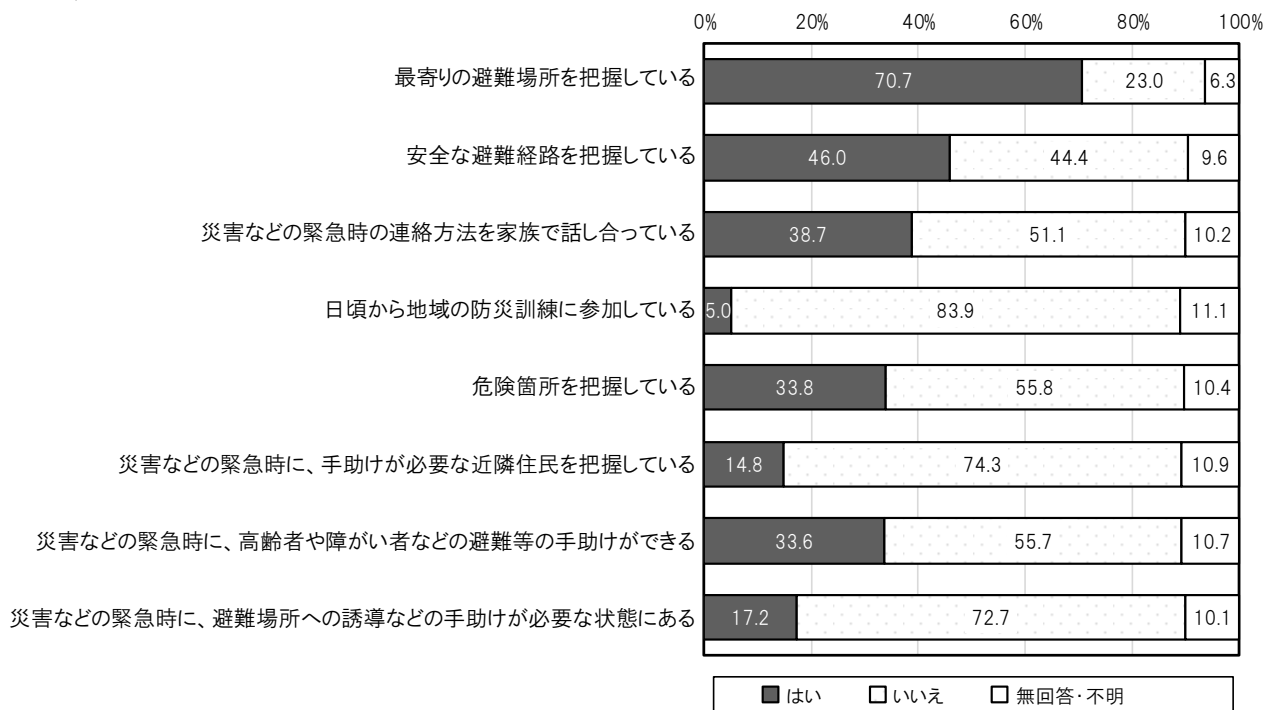
問題点と課題の整理

- 災害時や平時における地域の見守り活動を推進していく必要があることに加え、避難行動要支援者名簿の登録人数が他市と比較しても非常に多いため、台帳の更新作業や災害時・平時の見守り等、民生委員・児童委員をはじめとする地域の関係者にとって、かなり大きな負担となっている。適切な登録者数(災害時に地域等で見守り活動等が可能な人数)にする等検討していく必要がある。
- 地域により住民の防災意識にばらつきがあり、防災意識を高めることが必要となっている。
- 自主防災組織の設立支援、設立後の支援が必要となっている。
- 災害時に、誰もが安心して避難できるよう、移動手段の確保、避難所の整備等が必要となっている。

■市民アンケート結果から

【防災に関する取り組みの状況】

N=1,410



- ・ 防災に対する日頃からの取り組みで行っていることは、割合の高い順に「最寄りの避難場所を把握している」(70.7%)、「安全な避難経路を把握している」(46.0%)、「災害などの緊急時の連絡方法を家族で話し合っている」(38.7%)となっている。「日頃から地域の防災訓練に参加している」(5.0%)、「災害などの緊急時に、手助けが必要な近隣住民を把握している」(14.8%)の割合は低くなっている。

【災害対策に必要なだと思うこと】

- ・ 「住民同士の日頃からのつながりと助け合い」「支援を必要とする人たちへの支援体制の整備と地域での情報共有」「避難場所や避難方法を話し合っておくこと」「防災教育・防災訓練の実施」「心肺蘇生や応急手当等の救急講習会の開催」、これらの事柄については、多くの人が必要だと思っている。

■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・ 避難行動要支援者名簿の個人情報の取扱いに苦慮している状況にある。【地域】
- ・ 災害時に避難をすることができない人をどう救うのか、どこまでするのか、明確な決まりがなく、どうしたらよいか分からない。【地域】
- ・ 防災意識があまり高くない地区もあり、地域住民の水害等に関する防災意識を高める取り組みが必要となっている。【地域】
- ・ 避難所のバリアフリー化が進んでいないため、身体障がい者等への対応に課題がある。また、交通手段がないため、避難させる方法がないところも見受けられる。【地域】
- ・ 障がい者が災害の時にどうするかということが緊急の問題だと思っている。発達障がい、自閉症の人が避難所に行くかということ、そうはならないと考えられる。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・ 民生委員等の協力により地域の高齢者や障がい者等の実態調査を実施し、避難行動要支援者名簿を整備した。また、行政と地域とで情報共有するため、自治会長及び民生委員に情報提供を行った。
- ・ 災害時の支援体制の確立に向けて、地域の自主防災組織の設立を進めている。
 - 自主防災組織設立支援事業：
平成29年度 9地区 5自治会 ⇒ 令和3年度 10地区 12自治会
自主防災組織設立の一助として『地域防災リーダー研修』（全6回）を実施している。
- ・ 国、県の浸水想定が見直されたことを受け、最新の浸水想定区域と土砂災害特別警戒区域等を掲載し、併せて防災情報を掲載した冊子版ハザードマップを作成した。

基本目標3 つながるしくみづくり

活動目標(1) 情報提供体制の充実

問題点と課題の整理

- 支援が必要な人に、その人の抱えている問題に応じた相談窓口等の情報を確実に届けることが必要となっている。
 - 相談窓口や制度内容について、分かりやすく市民に周知していく必要がある。
-

■市民アンケート結果から

【福祉に関する情報を十分に入手しているか】

- ・福祉に関する情報を十分に入手しているかどうかについては、「十分ではないが、入手できている」が25.7%、次いで「今のところ、情報を得る必要がない」が25.5%、「あまり入手できていない」が22.0%となっている。

【福祉サービスに関する情報の入手先】

- ・情報の入手先は、「広報いづか」が40.6%(前回48.2%)、「特にない」が19.3%(前回16.5%)、「市のホームページ」が17.8%(前回8.1%)となっている。

■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・各地区だより等の配布作業に負担がある。【地域】
- ・本当に深刻な問題を抱えている人に、どうやって情報を届け、気持ちを変え、行動を促すか。行動までつながれば、解決に結びつくが、それが困難だと思う。【団体】
- ・組織として対処できるのは、そこまで深刻な問題を抱えていない人になる。問題が深刻な人をどうするかが重要だと感じる。そうした人を助けるためには、情報が必要だ。また、そうした人に情報を届ける必要もある。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・福祉サービス利用促進のため、「広報いづか」、市ホームページでの情報提供に努めた。また、パンフレットやガイドブックを作成し配布した。

○高齢者支援：

令和2年度から「いづか在介だより」に代わり、「広報いづか」に年2回(4月、10月)地域包括支援センターだよりを掲載し、それぞれの地域における相談窓口、高齢者福祉サービス及び市が実施している事業の紹介、認知症、成年後見制度、高齢者虐待防止等に関する様々な情報提供や啓発を行った。

○障がい者支援：

障がい者ガイドブックを1,500冊作成。障がい者手帳新規交付者等に対し配布、説明を行った。

○子育て支援：

就学前の子ども保護者向けの子育て情報・イベントをまとめた情報紙「すくすく」を毎月1回発行した(ホームページにも掲載)。

子育て情報誌「すくすく」設置箇所、発行部数：

平成29年度 98カ所 1,846部 ⇒ 令和3年度 69カ所 770部

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、スーパー等への設置を休止した。

- ・「ふくおかバリアフリーマップ」に飯塚市の民間事業所等のバリアフリー情報を掲載した。(事業所等数 217箇所)



○複合的な課題を抱えた相談者に対応するため、一箇所で複数の相談に応じる窓口を設置する等、各種機関との連携による相談体制の拡充を図る必要がある。

■市民アンケート結果から

【飯塚市が優先的に取り組むべき施策】

- ・ 「身近なところでの相談窓口を充実させる」は 38.7%(4 位/20 選択肢)。

【自由記述】

今困っている事に関して、どこに相談に行ったらいいかわからない、相談に行っても窓口が違ふと言われ、隣の窓口を案内されてまた別の窓口で…同じ話を何度もしないといけなくなったり…と、相談するだけで時間や労力、精神的にも疲弊してしまう事もあります。相談事を総合的に聴いてもらい、相談内容に応じて担当者の方が代わったり、あるいは別々の部署の方が一緒に話を聴いてくれたりと…と、1カ所で相談が済むような「総合相談窓口」の設置が望まれます。子どもの事からの高齢の方、障がいをお持ちの方まで誰もが安心して相談できるようしくみづくりが必要であると感じています。

■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・ 福祉委員は就労者が多く、平日の活動が困難な人もいます。また、福祉委員の高齢化による後継者の確保が課題となっている。【地域】
- ・ 民生委員・児童委員と福祉委員の合同会議の日程調整が難しく回数が増やせないため、情報共有の場が少なくなっている。【地域】
- ・ 地域の関係者の各種サービス等に関する知識が不足している。【地域】
- ・ 関係機関につなげてみたものの、的確なアドバイスや対応をしてもらえない場合があり、こちらの認識不足なのか、相談窓口の力量不足なのか迷うときがある。ワンストップで対応してくれる窓口を行政につくってほしい。【団体】
- ・ 総合相談窓口が必要ではないか。相談の内容は、そこだけで終わるものは少ない。様々な機関が関わる必要がある。相談に来た人を、各機関に回していくのではなく、関係する人たちが一度に集まるということが必要ではないかと思う。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・ 各種相談支援事業の実施

○高齢者支援

介護保険・福祉サービスに関する相談：

平成 29 年度 2,301 件 ⇒ 令和 3 年度 3,954 件

○障がい者支援

福祉サービスに関する相談：

平成 29 年度 5,162 件 ⇒ 令和 3 年度 5,232 件

○子育て支援

子どもなんでも相談：

平成29年度 87件 ⇒ 令和3年度 60件

○男女共同参画

サンクス相談：

平成29年度 82件 ⇒ 令和3年度 146件

○生活困窮者支援

相談件数：

平成29年度 164件 ⇒ 令和3年度 770件



- 成年後見制度の認知度が低くなっており、成年後見をはじめとする権利擁護全般において周知・啓発に努めていく必要がある。
- 福祉サービスの質の向上のためには、所内研修の実施等、引き続き継続的にケースワーカー、査察指導員の資質向上に努めることが必要となっている。

■市民アンケート結果から

- ・「成年後見制度」の認知度については、「名前だけは聞いたことがある」が37.8%、次いで「まったく知らない」が30.4%、「名前も制度の内容も知っている」が25.6%となっている。参考のデータを示すと、令和元年の国の調査(内閣府『認知症に関する世論調査』)では、「内容は知らないが言葉を知っている」が22.3%、「内容も言葉も知らない」が26.7%となっている。

■行政の主な取り組み実績

- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施、成年後見制度等の周知のためパンフレットを配布した。
 - 成年後見制度利用支援事業
 - 市長申立件数：
 - 平成29年度 社会・障がい者福祉課 1件、高齢介護課 2件
 - ⇒ 令和3年度 社会・障がい者福祉課 2件、高齢介護課 3件
 - パンフレットやガイドブックの作成配布回数：
 - 平成29年度 社会・障がい者福祉課 4回、高齢介護課 1回
 - ⇒ 令和3年度 社会・障がい者福祉課 2回、高齢介護課 1回
- ・ ケースワーカーの資質向上のための研修を令和3年度は10名が受講。新任査察指導員研修をオンラインで受講。所内研修(年2回)は新型コロナウイルス感染予防対策を講じて実施することにより、ケースワーカー等の資質向上を図った。

- 困っている人を早期に発見し、支援につなぐためには、地域包括支援センター、医療・介護関係者、民生委員・児童委員をはじめとする地域の関係者等とも緊密な連携が必要となっている。
- 認知症は、近所の人正しい理解がない場合、家族も情報をオープンにしづらいということもある。そうしたことを防ぐため、周囲の人の理解が得られるよう正確な情報を周知、広報していく必要がある。
- 全体会議や専門部会を開催し、関係機関との連携を図りながら地域課題の解決に向けた支援体制を強化する必要がある。

■市民アンケート結果から

【自由記述】

常に情報共有ができるように体制作りが必要。飯塚市ならではの高齢者、障がい者、子どもといったトータルでサポートできるシステムを構築していける体制づくり。携わる者としては、そう願います。

■地域、福祉団体の活動の現状等

- ・ いろんな団体の役職を兼務している人が多く、後継者もないため負担が大きくなっている。

【地域】

- ・ 認知症や徘徊等、家族が情報公開を拒否する場合があるため、周知ができず、対応が困難になっている。【地域】

- ・ 死亡や高齢化等の自治会脱退による人員減のため、共同募金額も減少傾向にある。【地域】

- ・ 飯塚市は高齢化が進んでいる。その中でも問題となっているのが8050問題だ。80歳代の親と50歳代の障がいを持った子どもとの二人暮らしという家庭も増えてきている。ケアマネジャーは、介護保険という制度の中で高齢者に向けての支援を行っているが、障がいということになると支援できないところになる。その点は、専門職と連携をとっていかないと住民を支えることが難しくなっていると感じている。【団体】

- ・ 困っている人のところに行き、話を聞くということができなくなっている。ただ待っていてもなにも情報が入ってこないの、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等と連携していく必要はある。しかし、個人情報の問題で、情報を獲得できないことがある。【団体】

■行政の主な取り組み実績

- ・ 孤独死防止のため、生活支援課(生活自立支援相談室)との庁内連携会議を開催しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降開催されていない。しかし、個別の案件ごとに状況に応じ、それぞれの担当のケアワーカーとの連携を図っている。
- ・ 地域包括ケアシステムの充実に向け、地域ケア会議を重層的に開催している。特に医療・介護の関係機関との連携を取りながら、地域における様々な問題・課題の解決に結びつくよう、継続して取り組んでいる。新型コロナウイルス感染症の影響により会議の開催回数が減ったが、オンラインでの開催も行っている。

- 個別地域ケア会議 : 令和3年度 年33回
- 在宅医療・介護連携会議 : 令和3年度 年2回
- 認知症ケア会議 : 令和3年度 年2回
- 生活支援体制推進会議 : 令和3年度 年2回
- 地域包括ケアシステム推進会議 : 令和3年度 年2回



4 地域福祉をめぐる課題まとめ

(1) 地域福祉を担ってきた人たちの高齢化、そして後継者不足

第2期計画のふり返しにおいて、地域福祉を担ってきた人たちの高齢化、そして後継者不足、ということが指摘されていました。しかし、市民アンケート結果を分析したところ、住民同士の付き合いの深さは、浅めになりつつあるが、地域で助け合うという意識は維持されています。また、地域活動に関心はあるが参加していない人たちがいます。そうした人は、時間がなかったり、一緒に参加する人がいないという理由で参加していません。そのような問題を解決できれば、参加する可能性の高い人たちと考えられます。そうした人たちが地域活動に参加できるよう、若い世代の暮らしのあり方に合わせる等、組織のあり方を柔軟に変えていく必要があると考えられます。

(2) 地域内における連携

本市の世帯状況をみたら、1世帯当たりの人員が減少し、高齢者のひとり暮らし世帯は増加傾向にあります。また、団体ヒアリングにおいて、SOSを出せない人、相談へ行こうとする気持ちにならない人、そうした本当に支援が必要な人に接近することが必要だと指摘されています。そのためにも、地域福祉に関わる各種団体と地域団体が連携する必要があります。地域福祉においては、自治会や民生委員・児童委員が中心的な役割を果たします。団体と地域団体が連携し、地域課題を発見し、支援につないでいくためにも、先の(1)の課題に対処する必要があります。

(3) 支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない人への取り組み

必要な支援が届いていない人に支援を届けるためには、支援する側が積極的に地域に出向く必要があります。しかし、限られた資源の中で、そのような活動を充実させることは難しくあります。そのため、「地域づくり」の中で、地域福祉に関わる人たちを増やし、支援が必要な人を支援につなげていく可能性を拡大させていく必要があります。

(4) 総合相談窓口の設置

第2期計画のふり返し、団体ヒアリング調査において、「総合相談窓口」の設置が必要と指摘されています。子どもの事から高齢の方、障がいのある方まで、誰もが安心して相談できるようなくみづくりが必要となっています。

(5) 行政のコーディネート能力の向上

市民アンケート調査において、市民の中でも、地域福祉における市民と行政とが「協働」するべきという意識が多くなりつつあります。市民と行政の協働を進めていくためにも、行政からの市民にとってわかりやすい情報発信が必要となります。さらに、地域の中で生じる生活課題を解決していくためには、行政と関係団体が協力し、課題を解決するための体制づくりが求められています。

(6) コロナ禍における地域福祉活動

新型コロナウイルス感染症の影響により、見守り活動やサロン活動などの地域福祉活動が停滞し、交流機会の減少から孤立する高齢者の問題など新たな地域福祉課題が発生しています。

終息の見えないコロナ禍における地域福祉活動推進のためには、感染防止の正しい知識を身につけ、活動の継続・休止の判断や、感染リスク低減を図るため活動内容の見直しを行うなど、その時々状況下に対応した活動を展開することが求められています。

